

塩竈市地域防災計画

第2編 津波災害対策編

塩竈市防災会議

第2編 津波災害対策編 目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	336
第2節	各機関の役割と業務大綱	342
第3節	宮城県内の地震・津波等観測体制	344
第4節	宮城県の津波被害	345
第5節	対象とする津波	353

第2章 災害予防対策

第1節	総 則	355
第2節	津波に強いまちの形成	357
第3節	海岸保全施設等の整備	360
第4節	交通施設の災害対策	363
第5節	都市の防災対策	364
第6節	建築物等の予防対策	366
第7節	ライフライン施設等の予防対策	369
第8節	危険物施設等の予防対策	371
第9節	防災知識の普及	373
第10節	地震・津波防災訓練の実施	378
第11節	自主防災組織の育成	382
第12節	ボランティアのコーディネート	383
第13節	企業等の防災対策の推進	384
第14節	津波調査研究等の推進	385
第15節	津波監視体制、伝達体制の整備	386
第16節	情報通信網の整備	391
第17節	組織体制及び職員の配備体制の整備	393
第18節	防災拠点等の整備	395
第19節	相互応援体制の整備	397
第20節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	399
第21節	火災予防対策	400
第22節	緊急輸送体制の整備	402
第23節	避難対策	403
第24節	避難受入れ対策	412
第25節	食料、飲料水及び生活物資の確保	414
第26節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	416
第27節	複合災害対策	419
第28節	災害廃棄物対策	420

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	422
第2節	情報の収集・伝達	431

第3節	災害広報活動	446
第4節	相互応援活動	447
第5節	災害救助法の適用	448
第6節	自衛隊の災害派遣	449
第7節	救急・救助活動	450
第8節	医療救護活動	452
第9節	消火活動	454
第10節	交通・輸送活動	456
第11節	ヘリコプターの活動	457
第12節	避難活動	458
第13節	応急仮設住宅等の確保	465
第14節	相談活動	466
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	467
第16節	愛玩動物の収容対策	469
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	470
第18節	防疫・保健衛生活動	472
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	473
第20節	災害廃棄物処理活動	474
第21節	社会秩序維持活動	476
第22節	教育活動	477
第23節	防災資機材及び労働力の確保	479
第24節	公共土木施設等の応急対策	480
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	482
第26節	危険物施設等の安全確保	483
第27節	農林水産業の応急対策	484
第28節	二次災害・複合災害防止対策	485
第29節	応急公用負担等の実施	486
第30節	災害ボランティア活動	487
第31節	海外からの支援の受入れ	488

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	489
第2節	生活再建支援	490
第3節	住宅復旧支援	492
第4節	産業復興の支援	493
第5節	都市基盤の復興対策	494
第6節	義援金の受入れ、配分	495
第7節	激甚災害の指定	496
第8節	災害対応の検証	497

塩竈市防災計画基本理念

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

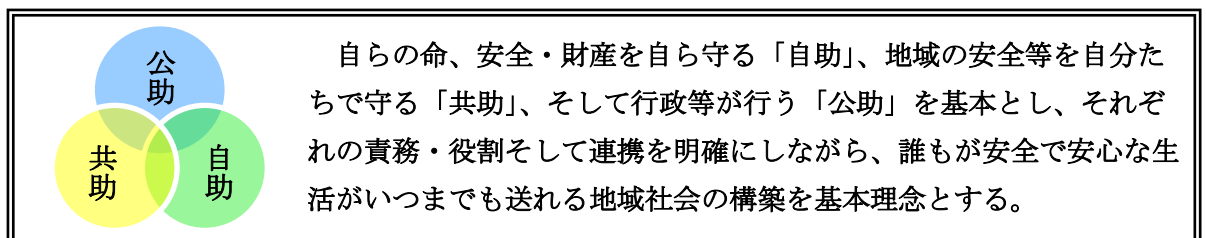
このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等広域災害、原子力災害等についても対象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

このことから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命及び身体を最も優先して保護することを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

<基本理念>



大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

- （１）公 助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- （２）共 助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- （３）自 助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動

第2編 津波災害対策編

地震による津波災害については、現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。したがって、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、津波災害と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に揭示している。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「津波災害」、「耐震性」を「津波に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替える。

また、今回の見直しにあっては、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、令和4年5月に県が公表した津波浸水想定図において設定された地震津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、「比較的発生頻度の高い津波（L1（レベル1）津波）」では「人命と財産を守る対策」を、「最大クラスの津波（L2（レベル2）津波）」では「人命を最優先する対策」を最重要視し、必ず起きる災害に対して被害をできるだけ軽減していく「減災」の考え方を取り入れていく。そのため、レベル1に対応するハード対策では、津波をできるだけ軽減するとともに、それを超えるレベル2の津波に対しては、「地震があったらまず逃げる」等、ソフト対策として防災教育の徹底など、人命を最優先したソフト対策を組み合わせしていく。

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模津波に対処するため、津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、塩竈市・宮城県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、津波防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を津波災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模津波災害に至らない場合にあってはこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策の推進を図るための推進計画及び法第11条第1項に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強

化地域（以下「特別強化地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業に関する津波避難対策緊急事業計画を兼ねるものとする。

なお、本市の全域は、法第3条第1項の規定に基づく推進地域（平成18年4月3日内閣府告示第58号）及び法第9条第1項に基づく特別強化地域（令和4年10月3日内閣府告示第100号）に指定されている。

第2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「塩竈市地域防災計画」の「津波災害対策編」として、塩竈市防災会議が策定する計画であり、本市の地域における津波防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき地震・津波防災対策の基本的事項及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定めその推進を図る。

第3 計画の修正

1 修正の概要

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の特性等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、津波防災対策の確立に万全を期す。平成26年の修正においては、東日本大震災の教訓による津波対策を盛り込んだ修正を加えた。令和4年度には、災害対策基本法の改正及び宮城県が公表した津波浸水想定区域を踏まえた修正を行うとともに、町内会や庁内各課を対象としたアンケート調査等から得られた課題を踏まえた修正を行った。

2 見直し方針

（1）東日本大震災の教訓の反映（平成26年3月修正）

大津波が襲来し沿岸部や離島部を中心に甚大な被害をもたらした。市は東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

（2）津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、特に東日本大震災では、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、「津波災害対策編」として、記述する。

（3）宮城県津波浸水想定区域の見直しの反映（令和5年3月修正）

県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に加え、県内に最も大きな被害をもたらす東北地方太平洋沖地震をあわせた3つの地震による津波を対象に、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域および水深を設定し、令和4年5月に公表した。

今後、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防衛」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で地域防災を推進するための修正内容を検討し、見直しを図る。

（4）検証結果等の反映

主な特徴としては、「最大クラスの津波が悪条件下における発生」、が挙げられており、大震災

やこれまでの災害から得られた教訓や課題のほか、国や県がまとめた上位計画等の結果を踏まえ、修正可能なものから見直す。

(5) 国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直しの内容の反映

国の防災基本計画の見直しや、県防災計画の見直しの内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、津波災害対策編の見直しに反映する。

本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、その検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

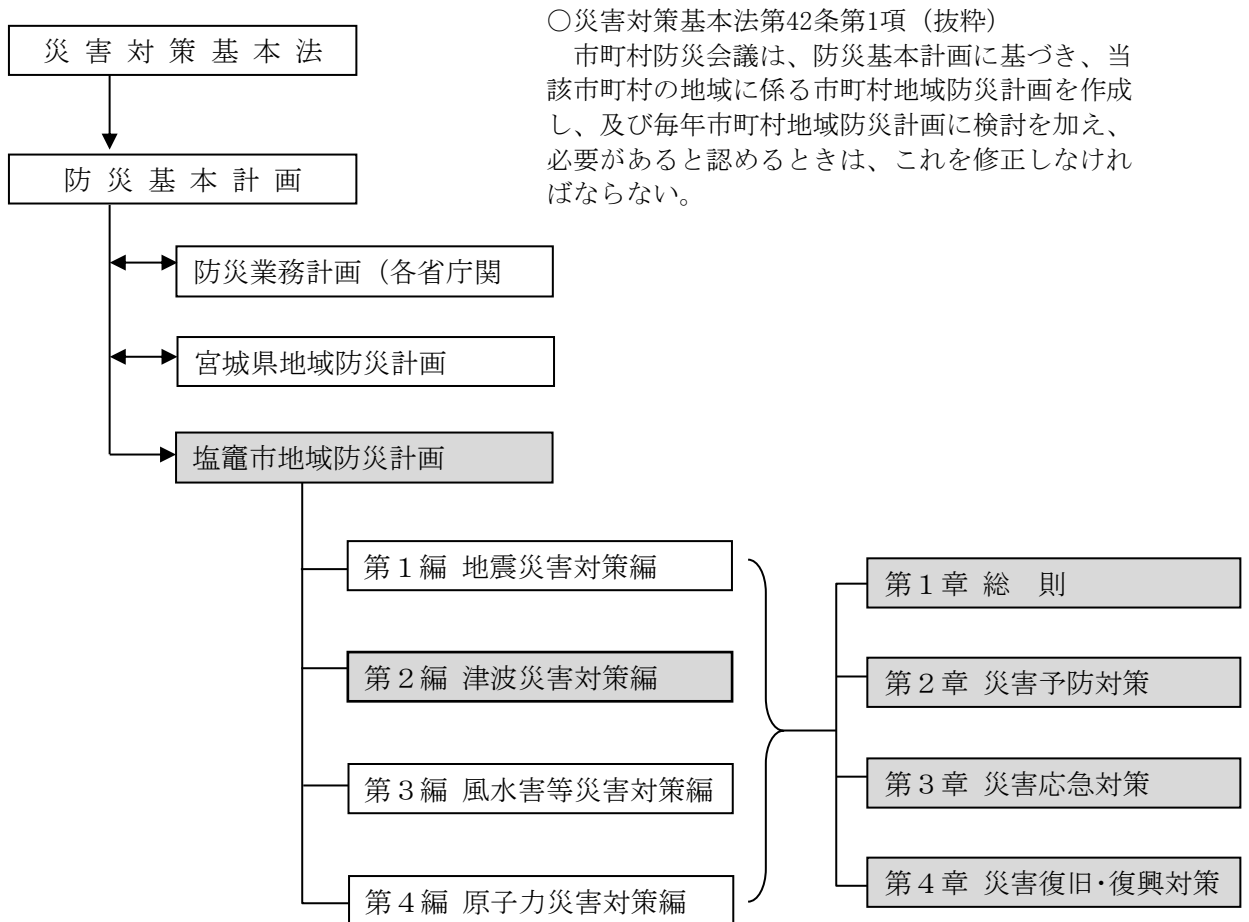
第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、東日本大震災やこれまでの災害から得られた経験を生かし、さらに津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が設定した津波浸水想定図に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

- (1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 情報の収集及び伝達、津波に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進に関する計画
- (6) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項



第5 基本方針

市は、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、市域全体のインフラ強化、市民の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るための計画の樹立と推進にあたっては、次の方針を基本として実施する。

1 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における市民の防災会議の委員への任命及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

2 男女共同参画による防災対策

女性は、防災・復興における主体的な担い手であることから、防災・復興に係る政策や方針の決定、事業の実施等、あらゆる場面でその活躍を推進する。

3 「減災」に向けた対策の推進

- (1) 悪条件下での最大クラスの津波を発生させる地震、東日本大震災やこれまでの災害から得られた教訓を踏まえ、防災体制の確立を図る。
- (2) 最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。
- (3) 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する。それを超える

津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするなど、ソフト対策によりなんとしても人命を守ることを最重視し、災害に備える。

4 公助・共助・自助が一体となって取り組む防災の推進

市は、津波災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」が適切に役割分担される防災協働社会の形成による減災の観点に立って、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、津波防災対策を推進する。

5 要配慮者への対応

要配慮者については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、離島等津波からの避難後の孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。

6 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震・津波発生時において、地震及び津波の被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設、公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

7 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- (1) 津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となる。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的に、できるだけ高い場所に避難を開始する避難行動の重要性を市民等に啓発し、防災意識の向上にも努める。
- (2) 津波警報・注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図る。
- (3) 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備などの、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

8 二次災害の防止

大規模地震・津波発生時の応急活動体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、通信施設・国土保全施設・ライフライン・公共施設等を迅速に応急復旧し、二次災害の防止に努める。

9 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震・津波発生時においては、大量の災害廃棄物が発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

10 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

11 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震・津波災害時における情報通信の重要性に鑑み、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

1 2 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う。

1 3 円滑な復旧・復興

長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

1 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく「塩竈市防災会議条例」（昭和38年塩竈市条例第2号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

（地震編資料1－1 塩竈市防災会議条例）

（地震編資料1－2 塩竈市防災会議規則）

（地震編資料1－3 塩竈市防災会議）

2 塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、「塩竈市災害対策本部条例」（昭和38年9月30日条例第19号）（地震編資料1－4）及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」（平成16年6月1日庁訓第7号）（地震編資料1－5）において定める。

（地震編資料1－6 塩竈市災害対策本部組織）

（地震編資料1－7 各災対部の構成）

（地震編資料1－8 災対部事務分掌表）

（地震編資料1－9～11 非常配備体制区分）

（地震編資料1－12 本部員、班員等用腕章）

第3 実施責任

1 塩竈市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

- (1) 東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを基本に、地震・津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 「最低3日間、推奨一週間」分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 東日本大震災など過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震・耐浪化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 地震災害対策編 第1章 第2節 第4「処理すべき業務の大綱」の定めに準ずる。

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

防災行動計画（タイムライン）の作成に関する対応は、第1編 地震災害対策編 第1章 第2節 第5「防災行動計画（タイムライン）の作成」の定めに準ずる。

第3節 宮城県内の地震・津波等観測体制

第1 国、県の観測体制

国の地震予知連絡会は、昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定された。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。

国は、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報等の更新の早期発信が期待されるほか、沖合の津波観測に関する情報の迅速化や精度向上が図られている。

また、県は、防災対策上、地震等観測体制の強化が重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、最新の科学的知見に基づく最大規模の地震・津波の想定に加え、積雪寒冷地特有の課題や北海道・東北地方の沿岸地の特性等を踏まえた被害想定（令和3年12月）及び防災対策（令和4年3月）が取りまとめられた。これを踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺において、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも「何としても命を守る」ことが重要であることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が令和4年5月に改正され、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策の強化が図られている。

第2 市の観測体制

市は、浦戸諸島開発総合センター及びマリングート塩釜に設置した津波監視カメラによる観測体制を充実するとともに、消防本部は塩釜港西埠頭に検潮器を設置し、観測体制の強化を図っている。併せて国、県等の地震等観測機関との連携を密にし、津波防災対策における体制の充実を図る。

第4節 宮城県の津波被害

第1 地理的特性と過去の津波被害

県は、三陸沿岸の南端に位置し、牡鹿半島を境に、北は典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、水深が深く奥深い大小の湾が続き、その海岸線は複雑になっている。また、南の仙台湾では、陸棚が沖まで発達し浅い海底が続いている。さらに、世界で最も地震活動が盛んな環太平洋地震帯に含まれているといった地形・地理的特性がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震による地震津波等の被害)を始め、過去に三陸地震津波(明治29年、昭和8年)や昭和35年発生の子リ地震津波など幾度もの津波による災害を経験し、東日本大震災においては、県内で1万人を超える死者・行方不明者が発生している。

過去の津波では、特にリアス式海岸の気仙沼市、女川町、旧志津川町(現南三陸町)での被害が大きかったが、東日本大震災では、石巻市以南の平野部も含め、県内沿岸部のほぼ全域で甚大な被害が発生した。

本市においても、昭和35年の子リ地震津波において、高さ3m前後の津波により死者2名、負傷者76名、また、東日本大震災において、本土では高さ4m前後の津波、浦戸では最大8mに及ぶ津波が押し寄せ、津波による死者47名、全壊、半壊など住家、非住家を合わせ約4,000棟に及ぶ大きな被害が発生している。

宮城県における主な津波災害(明治以降)は、次のとおりである。

宮城県における主な津波災害(明治以降)

名称 (災害種別)	区分	死者 (人)	行方 不明者 (人)	重傷 (人)	軽症者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	流出 (棟)	床下 浸水 (棟)	船舶 流出	その他 被害	被害総額 (千円)	発生日	震源	マグニ チュード	最大 波高 (m)
明治三陸地震 (大津波)		3,452			1,241			985					1896年 明治29年6月15日	三陸沖	8.2	
三陸地震 (津波)			308		145		528		1,520	948			1933年 昭和8年3月3日	三陸沖	8.1	只越 7
十勝沖地震 (津波)											有		1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.2	雄勝 1.9
(地震・津波)												軽微	1958年 昭和33年11月7日	択捉島 南東沖	8.1	
子リ地震津波 (大津波)		41	12		625	1,206	899	307	6,097	779	有	11,618,000	1960年 注1) 昭和35年5月24日	子リ沖	9.5	牡鹿 5.4
(津波)											有	89,657	1963年 昭和38年10月13日	択捉島 南東沖	8.1	
(津波)											有	97,237	1964年 昭和39年3月28日	アラスカ 南部	9.2	
1968年十勝沖地震(地震・津波)		1		1					54		有	1,932,053	1968年 昭和43年5月16日	青森県 東方沖	7.9	
平成6年(1994年)北海道東方沖地震(津波)											有	535,036	1994年 平成6年10月4～5日	北海道 東方沖	8.2	鮎川 0.42
平成15年(2003年)十勝沖地震(津波)									8		有	95,426	2003年 平成15年9月26日	十勝沖	8.0	鮎川 0.32
(津波)												4,321,139	2010年 注2) 平成22年2月28日	子リ沖	8.8	鮎川 0.78
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(地震・大津波) ※		10,570	1,215	502	3,615	83,005	155,130	—	7,796			9,096,893,428	2011年 平成23年3月11日	三陸沖	9.0	鮎川 8.6以上

※令和5年2月28日現在(被害総額は令和3年9月30日現在)

注1) 地震発生日は1960年(昭和35年)5月23日

注2) 地震発生日は2010年(平成22年)2月27日

第2 津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多く、その影響を受けやすい地理的特性と、津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴がある。

本市は、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報・注意報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

第3 東日本大震災の津波災害の概況

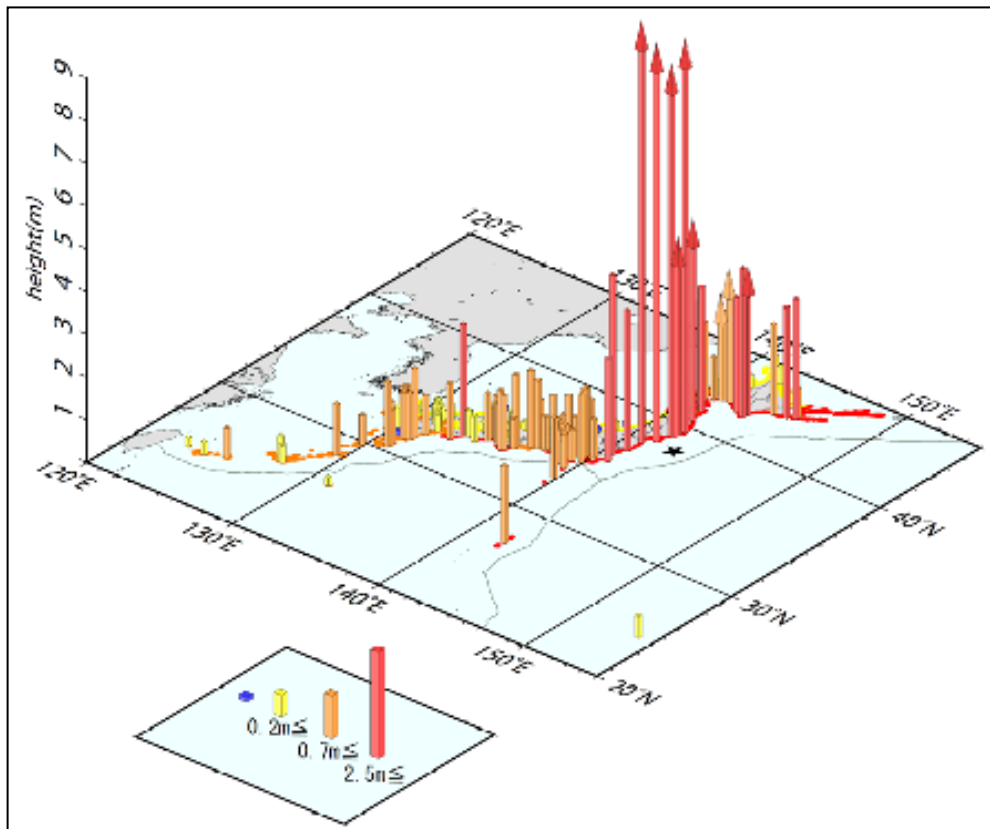
1 津波観測状況

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」は、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m、本市で4.8m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。

また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを越える津波の痕跡が確認されている。

この津波により東日本の太平洋沿岸各地で甚大な被害が発生した(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 気象庁による。)。

＜東日本大震災における津波観測状況＞



※矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続波でさらに高くなった可能性があることを示す。

※当グラフは、気象庁が内閣府、国土交通省港湾局・海上保安庁・国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮データを加えて作成したもの。

気象庁資料

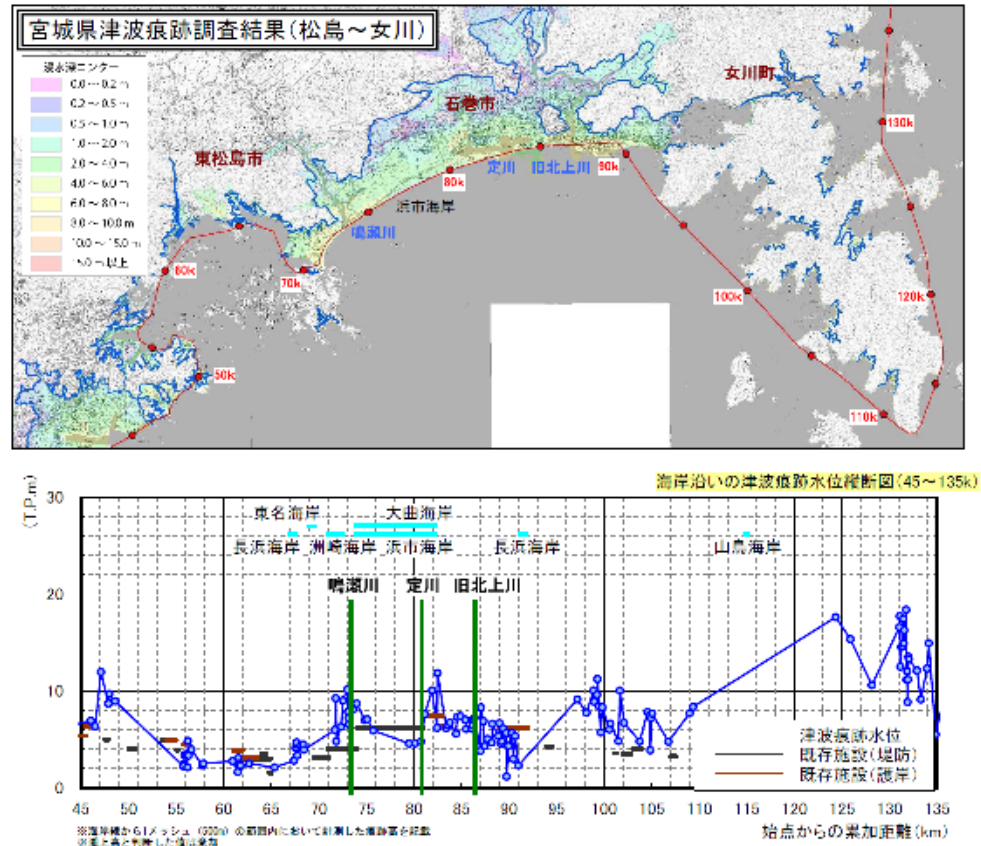
2 津波による浸水状況

東北地方太平洋沖地震により、本市を含め宮城県の沿岸 15 市町は甚大な浸水被害を受けた。また、最大浸水高は、南三陸町(志津川)の T.P. 19.6m、最大遡上高は、女川町の T.P. 34.7m となっている。(津波痕跡図(松島町～女川町)参照)

なお、市域では仙台塩釜港塩釜港区をはじめとする、臨海地区で浸水深が 4m に達し、離島部においては 8m を超す浸水痕跡が確認されている。(図 2-1、図 2-2 市域の浸水範囲と浸水深図参照)

＜津波痕跡図（松島町～女川町）＞

東日本大震災1年の記録(宮城県土木部) 津波の痕跡調査結果より



＜津波浸水面積及び痕跡高一覧表＞

No	旧市町村	現市町村	面積(ha)	合併市町村面積(ha)	最大浸水高(T.P.m)	最大遡上高(T.P.m)
1	唐桑町	気仙沼市	129 ha	1833 ha	15.2 m	21.1 m
2	気仙沼市		1,087 ha		16.6 m	17.3 m
3	本吉町		617 ha		19.3 m	22.3 m
4	歌津町	南三陸町	310 ha	978 ha	18.1 m	26.1 m
5	志津川町		668 ha		19.6 m	20.2 m
6	北上町	石巻市	974 ha	7700 ha	14.4 m	17.8 m
7	雄勝町		152 ha		16.2 m	21.0 m
8	河北町		1,942 ha		5.0 m	8.8 m
9	河南町		446 ha		2.6 m	- m
10	石巻市		3,960 ha		11.5 m	12.0 m
11	牡鹿町		227 ha		17.5 m	26.0 m
12	女川町	女川町	293 ha		18.5 m	34.7 m
13	矢本町	東松島市	2,222 ha	3771 ha	7.6 m	- m
14	鳴瀬町		1,549 ha		10.1 m	- m
15	松島町	松島町	157 ha		2.8 m	- m
16	利府町	利府町	14 ha		6.3 m	- m
17	塩竈市	塩竈市	433 ha		4.8 m	- m
18	七ヶ浜町	七ヶ浜町	520 ha		11.6 m	- m
19	多賀城市	多賀城市	623 ha		5.5 m	- m
20	仙台市宮城野区	仙台市宮城野区	2,092 ha		13.9 m	- m
21	仙台市若林区	仙台市若林区	2,775 ha		11.9 m	- m
22	仙台市太白区	仙台市太白区	110 ha		2.1 m	- m
23	名取市	名取市	2,740 ha		11.8 m	- m
24	岩沼市	岩沼市	2,828 ha		10.5 m	- m
25	亶理町	亶理町	3,493 ha		8.1 m	- m
26	山元町	山元町	2,441 ha		14.6 m	10.4 m
	総計		32,801 ha			

※ 面積は、合併前の旧市町と合併後に区分した。
※ 痕跡高は、最大浸水高と最大遡上高に区分した。平野部については内陸部ほど津波高が低くなり浸水高が最も高くなることから、遡上高については記載していない。

3 津波の到達時間

津波の到達時間は、石巻市鮎川で約 40 分（最大波）であった。

4 本市における被害状況

本市における津波による家屋被害は、り災証明から次のとおりである。

＜住家などの被害（平成 26 年 4 月）＞（単位：棟）

	種別	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	計
津波	住家	478	1,099	392	266	2,235
	非住家	290	714	251	87	1,342

なお、これらの内訳と被災状況は異なるものの、市基本図（縮尺 2,500 分の 1）ベースによる、家屋分布等より算出された被災状況は次のとおりである。（東日本大震災による塩竈市の地区別津波被災総括表 参照）

（1）浸水面積（ha）

総面積は 395ha で、そのうち浸水深 2m 以上の浸水区域は 65ha で、浦戸寒風沢、浦戸桂島、浦戸野々島の離島部、北浜 4 丁目等の地区で、広く高い浸水を被っている。

（2）浸水建物数

浸水建物は 3,300 棟を超え、そのうち、1m 以上の浸水被害となった建物は 1,280 棟で、浦戸寒風沢、浦戸野々島、港町 2 丁目、北浜 1 丁目では 2m 以上の被災棟数が 50 棟を超えている。

（3）被災人口

浸水域の人口は 7,500 人を超え、そのうち 1m 以上の浸水域の人口は約 2,670 人、2m 以上では約 680 人となる。

なお、市の年齢別人口（H22 国政調査行政区別人口）から推計した、被災人口の年齢別の内訳は次のように算出される。

① 15 歳以下被災人口： 770 人

② 16～64 歳被災人口： 4,632 人

③ 65 歳以上被災人口： 2,169 人

（4）津波浸水区域の避難所・公共施設

津波浸水区域に接する指定避難所や防災機関として位置づけられる公共施設は、日ごろから津波浸水に関する対策に留意しておく必要がある。

5 津波要避難地域

本津波による津波浸水区域については、基本的に要避難地域と設定されるが、その縁辺についても低地部では、要避難地域として留意する必要がある。

＜東日本大震災による塩竈市の地区別津波被災総括表＞

学校区	地区名	浸水面積 (ha)				浸水建物数				被災人口			
		全体	1m未満	1～2m	2m以上	全体	1m未満	1～2m	2m以上	全体	1m未満	1～2m	2m以上
杉の入 小学校	字石田	2.3	2.3	0.0	0.0	7	7	0	0	25	25	0	0
	字杉の入裏	0.2	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	字越ノ浦	2.4	0.3	0.5	1.6	0	0	0	0	0	0	0	0
	青葉ヶ丘	0.1	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	越の浦1丁目	4.1	3.0	1.0	0.1	4	4	0	0	11	9	1	0
	越の浦2丁目	0.3	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	杉の入4丁目	1.3	1.1	0.1	0.1	10	8	0	0	24	22	0	1
	新浜町3丁目	12.3	8.9	3.4	0.0	37	29	7	0	14	12	3	0
	杉の入3丁目	1.1	1.1	0.0	0.0	8	8	0	0	23	23	0	0
	新浜町1丁目	27.2	15.2	10.3	1.6	114	76	35	3	189	127	58	5
	小計	51.1	32.3	15.3	3.5	180	132	42	3	286	218	62	6
第二 小学校	藤倉2丁目	6.4	3.7	2.5	0.2	194	114	75	6	606	355	234	17
	藤倉3丁目	5.5	4.7	0.6	0.2	106	94	11	2	376	329	39	8
	藤倉1丁目	2.6	2.6	0.0	0.0	90	89	1	0	284	281	2	0
	北浜4丁目	24.5	5.5	12.1	6.9	155	44	71	40	507	145	233	130
	北浜3丁目	2.5	1.4	1.1	0.0	41	17	24	0	97	40	58	0
	北浜2丁目	1.3	1.2	0.1	0.0	26	24	2	0	63	56	5	0
	北浜1丁目	11.1	0.9	5.4	4.9	195	19	107	69	695	69	381	245
	小計	53.9	20.0	21.7	12.2	807	401	291	117	2,628	1,275	952	400
第一 小学校	西町	0.1	0.1	0.6	0.0	4	4	11	0	14	14	27	0
	宮町	3.4	2.8	0.0	0.0	63	52	0	0	152	125	0	0
	海岸通	12.9	1.4	10.2	1.3	135	10	99	26	219	16	161	42
	本町	5.9	4.8	1.0	0.0	142	123	19	0	260	225	35	0
	佐浦町	0.3	0.3	0.0	0.0	10	10	0	0	29	29	0	0
	小計	22.5	9.3	11.8	1.3	354	199	129	26	674	409	223	42
第三 小学校	港町1丁目	13.5	1.2	9.5	2.7	69	11	46	11	107	17	71	18
	貞山通1丁目	24.5	12.4	10.2	1.8	27	15	9	2	0	0	0	0
	尾島町	10.8	9.3	1.6	0.0	260	218	41	0	662	557	106	0
	港町2丁目	15.9	7.0	6.7	2.2	219	70	98	50	480	153	216	111
	貞山通2丁目	14.8	14.1	0.7	0.0	57	55	2	0	156	152	3	0
	貞山通3丁目	28.7	20.9	7.8	0.0	76	51	26	0	110	73	38	0
	旭町	2.3	2.2	0.1	0.0	26	25	1	0	154	145	8	0
	中の島	11.4	9.3	2.0	0.1	74	57	16	0	102	79	23	0
	南町	2.0	2.0	0.0	0.0	58	58	0	0	179	179	0	0
	新富町	6.7	5.7	1.0	0.0	131	113	18	0	477	410	66	0
	舟入1丁目	4.9	3.9	1.0	0.0	21	18	3	0	114	97	16	0
	錦町	0.1	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舟入2丁目	3.6	3.2	0.4	0.0	39	37	1	0	193	184	7	0
	花立町	2.4	2.4	0.0	0.0	53	53	0	0	183	183	0	0
	牛生町	9.1	6.5	2.7	0.0	119	93	26	0	369	287	82	0
	芦畔町	6.0	4.5	1.5	0.0	91	74	17	0	331	270	61	0
	小計	156.7	104.7	45.1	6.9	1,320	948	304	63	3,617	2,786	697	129
瀬戸第二 小学校	浦戸朴島	5.2	5.2	0.0	0.0	58	58	0	0	22	22	0	0
	浦戸寒風沢	59.2	26.1	9.1	24.0	258	115	44	99	131	58	22	50
	浦戸野々島	21.6	10.4	5.7	5.5	155	50	51	54	70	22	23	25
	浦戸桂島	20.9	8.1	1.3	11.6	123	77	12	34	108	67	10	30
	浦戸石浜	4.1	3.3	0.4	0.3	93	83	8	2	35	31	3	0
	小計	111.0	53.1	16.5	41.4	687	383	115	189	366	200	58	105
総 計		395.3	219.5	110.3	65.3	3,348	2,063	881	398	7,571	4,888	1,992	682

注)：縦横計の集計値においては、四捨五入の関係で一致しない場合もある。

図2-1 東北地方太平洋沖地震による市域の浸水範囲と浸水深（本土部）

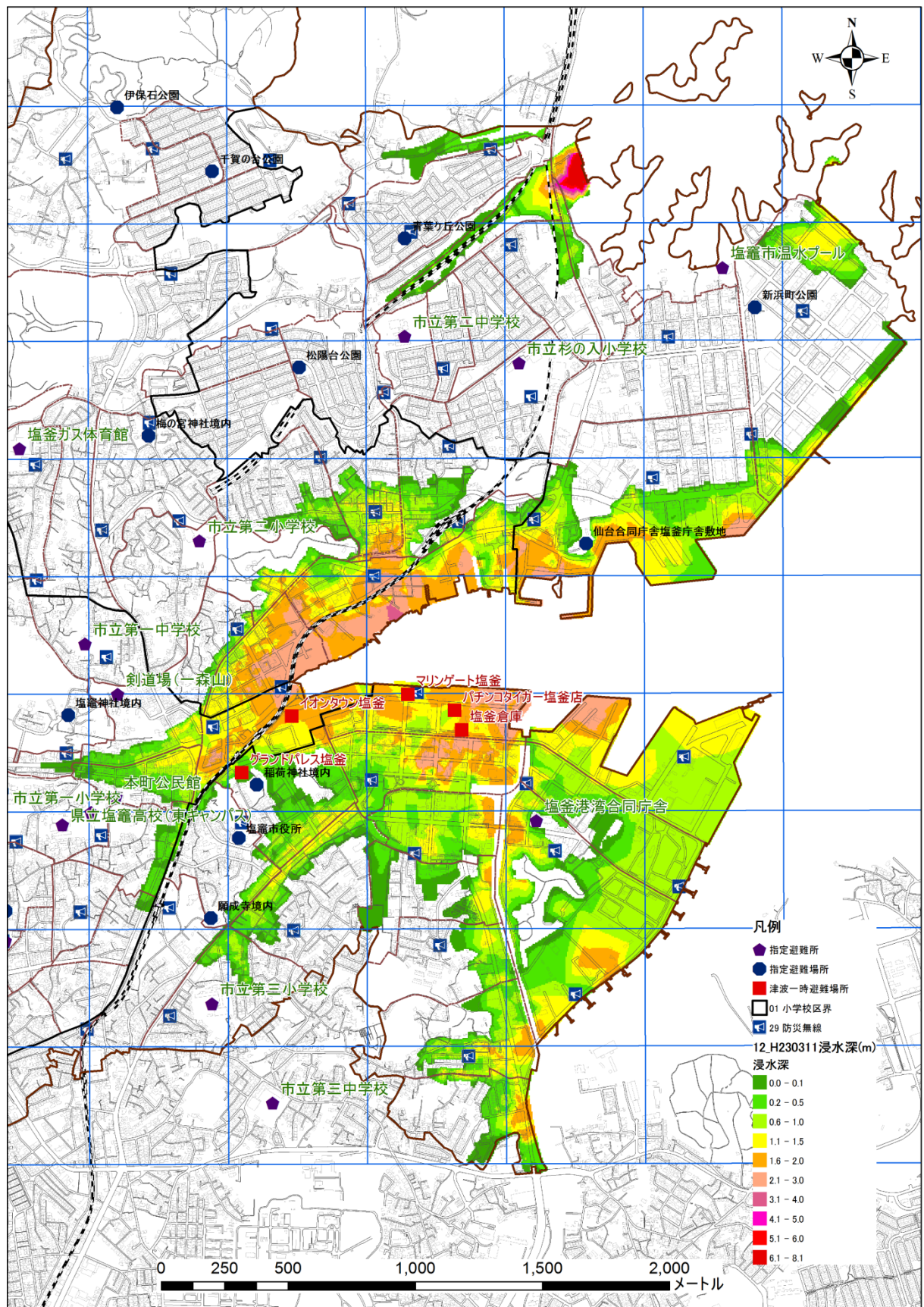
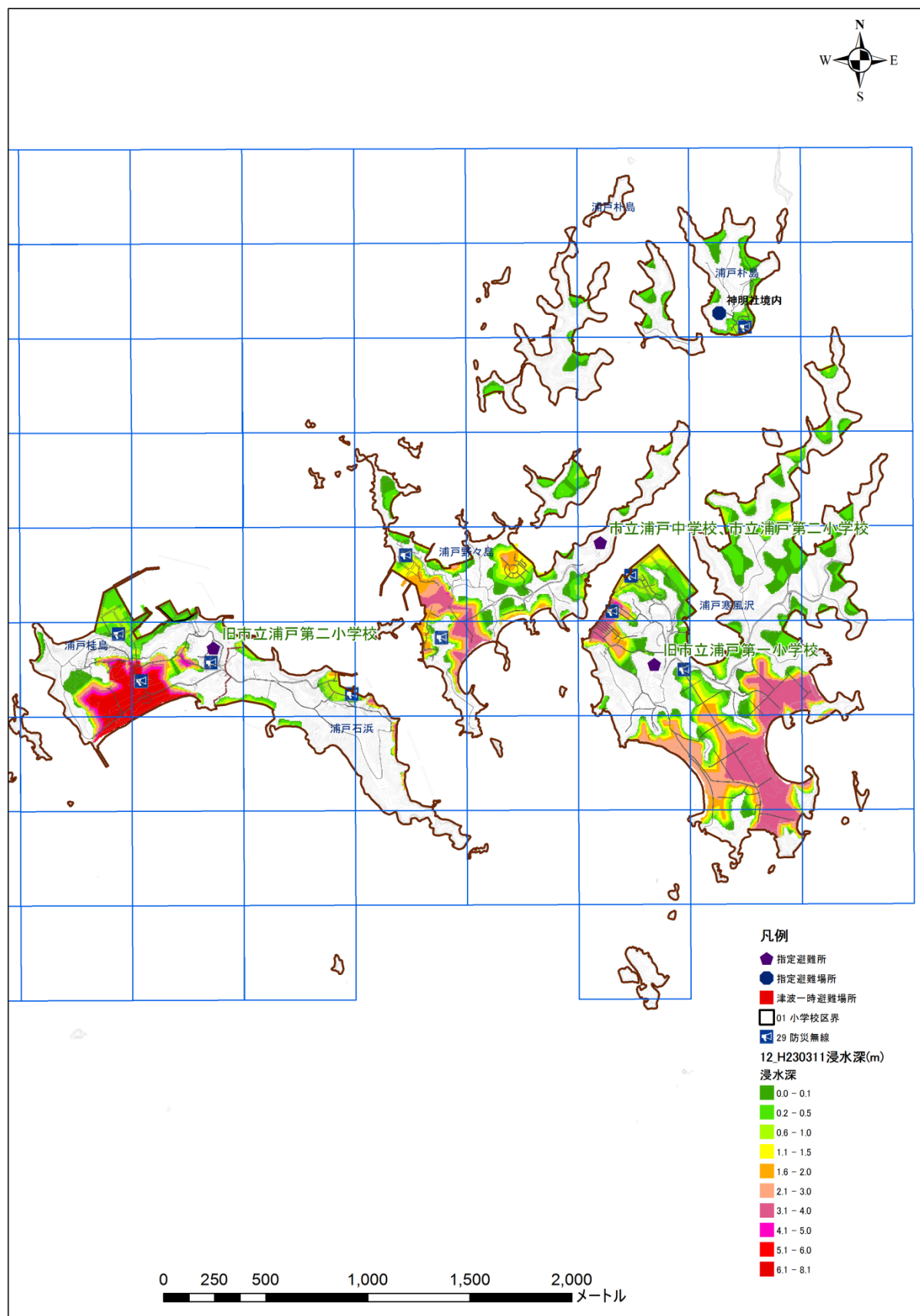


図2-2 東北地方太平洋沖地震による市域の浸水範囲と浸水深（島部）



第5節 対象とする津波

第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たり、県が公表した津波浸水想定区域の最大クラスの津波を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界から、想定やシナリオには一定の限界があることや、被害想定を行ったもの以外の津波が発生する可能性に留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2 想定される津波の考え方

1 人命を最優先する対策（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、市民等の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。

2 人命と財産を守る対策（レベル1）

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

第3 地震被害想定

県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次地震被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次地震被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。地震被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく地震被害想定調査の実施が出来なくなり中断することとなった。

その後、県内では、復興に向けたまちづくりがおおむね完了したことから令和3年度から第五次地震被害想定調査に着手し、令和5年度に完了した。

第4 第五次地震被害想定調査

第1編 地震災害対策編 第1章 総則「第4 第五次地震被害想定調査」を準用する。

第5 減災目標とその達成に向けた取り組み

第1編 地震災害対策編 第1章 総則「第5 減災目標とその達成に向けた取り組み」を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 総 則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、地盤沈下など、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本市をはじめとする県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、伝達状況、市民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

地震及び地震に伴い発生した大津波により、市庁舎の被害は少なかったが、災害対応の中心となる宮町庁舎や保健センターが被災し、移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

物資を備蓄していた指定避難所や倉庫は津波の被害に遭わなかったが、ガソリンなど燃料が不足した。特に離島部では海上からの輸送ができず、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について台帳を整備していたが、避難者が8千人を超え、要支援者の安否の確認に時間を要した。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

過去の経験等から、地震直後に避難しなかった市民も多かった。

7 市民への情報途絶

地震による広域的な停電、市の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえにくかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

避難場所が津波の被害にあったり、人が多くて入りきれなかったり、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞の発生など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる町づくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と、津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせ、津波災害予防対策を実施する。

第3 想定される津波の考え方

1 人命を最優先する対策（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波・日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震津波、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震津波）

最大クラスの津波の対策は、次のハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

- （1）あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸とした、市民の防災意識の向上
- （2）海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等
- （3）臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策の実施

2 人命と財産を守る対策（レベル1）

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波（宮城県沖地震、昭和三陸地震津波）

人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等（明治三陸地震津波、チリ地震津波）

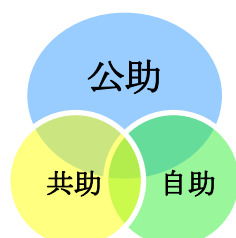
- （1）必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備を図る。
- （2）「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。
- （3）本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお本計画は、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成するが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

目 的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波浸水想定

市は、県が実施する津波浸水想定（津波災害のおそれのある区域）について市民へ公表し、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に実施する。

第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定避難所及び避難場所・津波避難ビル等、さらには避難路・避難階段等の検証・整備など、避難関連施設の計画的整備に努めるとともに防災備蓄の検証・整備を行う。

津波到達時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として人口高台を整備する。

また、民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

なお、市、国及び県は、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第3 計画相互の有機的な連携

市は、市防災計画や他の計画等の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第4 所有者不明土地の利活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業を、社会的条件・自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め推進する。また、県の事業実施に当たってはそれに協力する。

1 計画期間

令和3年度～令和7年度

2 事業対象地区

第3次までの地震被害想定調査結果により、震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、本市は地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定されている。

3 対象事業の範囲

市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。

第6 長寿命化計画の作成

市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、法第5条第2項の規定に基づき、「宮城県石油コンビナート等防災計画」の第3章第8節に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努める。

第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 津波災害警戒区域に関する対応

市は、県により津波災害警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

(1) 市防災計画での考慮

市は、市防災計画において、津波災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 津波に関する情報の収集及び伝達に関する事項② 予報及び警報の発表及び伝達に関する事項③ 指定避難所、避難場所及び避難経路に関する事項④ 津波避難訓練に関する事項⑤ 主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地 |
|---|

(2) 避難行動要支援者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 市民への周知徹底

市は、市防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について、これらの事項を記載した印刷物の市民への配布等による周知を行う。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(5) 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

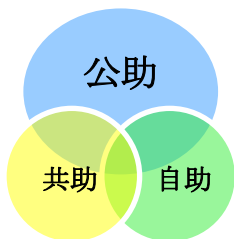
目 的

市は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するため、宮城県が下記の趣旨により設置した海岸保全施設等の開閉操作、並びに必要な保守点検を実施し、津波防災対策の推進を図る。

東日本大震災のような最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、海岸保全施設等の整備は、人命保護に加え、市民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して進める。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海岸保全施設等の整備

宮城県内の海岸総延長は約 828km で、8 市 7 町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。

特に三陸南沿岸においては、過去何度も津波災害に見舞われている。

本市の海岸線は、浦戸諸島を含めると総延長約 44km に及び、防潮門扉等の海岸保全施設数は 132 箇所となっている。（津波編資料 1 海岸保全施設に関する資料参照）

1 陸閘等の維持管理

各海岸管理者及び開閉操作者は、既設防潮水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、市防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

2 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

3 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

4 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を、海岸堤防の計画堤防高とする。

なお、市域の基本堤防計画高は、チリ地震を対象とする海岸名「松島湾」で代表高 T. P. 4. 3m である。

< 基本堤防計画高一覧（宮城県） >

基本計画堤防高一覧

単位：m（T. P.）

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
唐桑半島東部	14. 4	明治三陸地震	11. 3	岩手県境	真崎	8. 0
				真崎	御崎	11. 3
唐桑半島西部①	24. 0	明治三陸地震	11. 2	御崎	大明神崎	11. 2
唐桑半島西部②	13. 8	明治三陸地震	9. 9	大明神崎	鶴ヶ浦	9. 9
気仙沼湾	14. 6	明治三陸地震	7. 2	鶴ヶ浦	岩井崎	7. 2
気仙沼湾奥部	8. 9	明治三陸地震	5. 0	潮見町	港町	5. 0
				港町	魚町	5. 1
				魚町	大浦	5. 0
大島東部	12. 1	明治三陸地震	11. 8	大初平	龍舞崎	11. 8
大島西部	12. 1	明治三陸地震	7. 0	大初平	浦の浜	7. 0
				浦の浜	田尻	7. 5
				田尻	龍舞崎	7. 0
小泉湾	18. 8	明治三陸地震	9. 8	岩井崎	大沢	9. 8
				大沢	蔵内	14. 7
				蔵内	石浜	9. 8
志津川湾	20. 5	想定宮城県沖地震	8. 7	石浜	松崎	8. 7
				松崎	神割崎	7. 3
追波湾	14. 9	明治三陸地震	8. 4	神割崎	十三浜	6. 5
				十三浜	大須崎	8. 4
雄勝湾	16. 3	明治三陸地震	6. 4	大須崎	尾浦	6. 4
雄勝湾奥部	16. 3	明治三陸地震	9. 7	明神	雄勝	9. 7
女川湾	18. 0	明治三陸地震	6. 6	尾浦	崎山	6. 6
				湾口防波堤内		5. 4
				崎山	寄磯崎	6. 6
牡鹿半島東部	20. 9	明治三陸地震	6. 9	寄磯崎	浜畑	6. 9
				浜畑	祝浜	9. 1
				祝浜	黒崎	6. 9
牡鹿半島西部	10. 5	チリ地震	6. 0	黒崎	渡波	6. 0
万石浦	2. 4	チリ地震	2. 6	祝田	長浜	2. 6
石巻海岸	11. 4	高潮にて決定	7. 2	長浜	洲崎	7. 2
松島湾	4. 8	チリ地震	4. 3	洲崎	代ヶ崎	4. 3
七ヶ浜海岸①	8. 9	明治三陸地震	5. 4	代ヶ崎	吠崎	5. 4
七ヶ浜海岸②	11. 6	明治三陸地震	6. 8	吠崎	蒲生	6. 8
仙台湾南部海岸①	12. 9	高潮にて決定	7. 2	蒲生	阿武隈川	7. 2
仙台湾南部海岸②	13. 6	高潮にて決定	7. 2	阿武隈川	福島県境	7. 2

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、「塩竈市震災復興計画」と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、「塩竈市震災復興計画」と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

6 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

第2 港湾・漁港等の施設の耐津波強化

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性及び耐津波性能の確保を図る。

第3 道路盛土等の活用

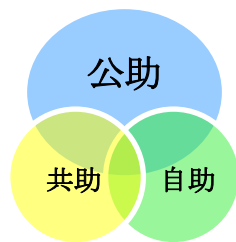
道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第4節 交通施設の災害対策

目的

道路、港湾、鉄道等は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。

よって、施設の管理者は交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 道路施設

道路施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第1「道路施設」の定めに従うほか、次の対策を講じる。

1 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

第2 港湾施設

港湾施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第4節 第2「港湾・漁港等の施設」の定めに従う。

第3 漁港施設

漁港施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第4節 第2「港湾・漁港等の施設」の定めに従う。

第4 鉄道施設

鉄道施設の災害対策については、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第4「鉄道施設（東日本旅客鉄道㈱）」の定めに従う。

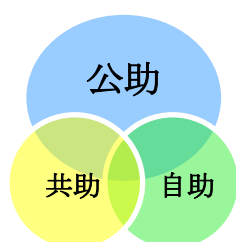
第5節 都市の防災対策

目 的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現を目指す。

そのため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災(地震・津波)など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市街地再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第1「市街地再開発事業等の推進」の定めに従う。

第2 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第2「土地区画整理事業の推進」の定めに従う。

第3 都市公園施設

都市公園施設の防災対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第3「都市公園施設」の定めに従う。

第4 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

市は指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、避難路・避難階段などの避難関連施設等の整備は、できるだけ短時間で避難が可能となるよう、都市計画と連携した計画的整備を行うとともに、民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

また、津波到達時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として人口高台を整備する。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を要する施設の立地誘導

市関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5 臨海部の津波対策

市は県と連携して、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からまちづくりを進める。

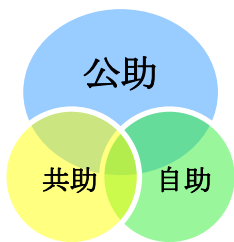
- 1 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減する。
- 2 関係機関との連携の下、従事する者等の安全を確保する観点から、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備、その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

第6節 建築物等の予防対策

目 的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、建築物等の耐浪改修やブロック塀、建物内の安全化対策に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

公共建築物全般の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第1「公共建築物」の定めに基づき、次の対策を実施する。

(1) 耐浪性の確保

市及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の常に防災上重要な公共建築物について、耐浪性の確保に努める。

(2) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

庁舎をはじめとする市関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地又は建設する場合、市及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により、施設の防災拠点化に努める。

第2 一般建築物

一般建築物の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第2「一般建築物」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策を施し、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

第3 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特殊建築物、建築設備等の維持保全対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第7節 第3「特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

第4 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第4「ブロック塀等の安全対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

策」の定めに従う。

第5 落下物防止対策

落下物防止対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第5「落下物防止対策」の定めに従う。

第6 建物内の安全対策

建物内の安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第6「建物内の安全対策」の定めに従う。

第7 高層建築物における安全対策

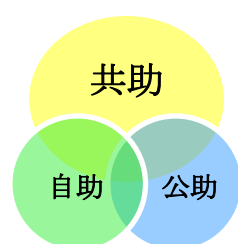
高層建築物における安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第7「高層建築物における安全対策」の定めに従う。

第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

- 1 市及び県は、津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- 2 津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第9 文化財の安全対策

文化財の安全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第8「文化財の安全対策」の定めに従う。



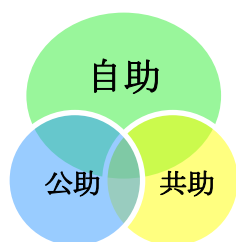
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

建築物等の安全化対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節「建築物等の耐震化対策」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 一般建築物

1 建築物の耐浪性の確保

事業者等は自らが所有する建築物の耐浪化に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

建築物等の安全化対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節「建築物等の耐震化対策」に定めるほか、次の自助対策を行う。

第1 一般建築物

1 建築物の耐浪性の確保

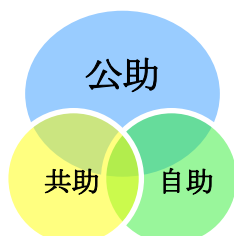
市民等は自らが所有する建築物の耐浪化に努める。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

目 的

地震編 第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「耐震性の強化、液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の強化」と読み替える。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

地震災害対策編 第2章 第8節の「第1 水道施設」を準用するほか、次の対策を実施する。
この場合において、同項1（1）中「液状化対策」とあるのは「耐浪性の確保」と、（4）中「水道管の破損等による二次災害を軽減」とあるのは「津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減」と、4（1）中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第2 下水道施設

地震災害対策編 第2章 第8節の「第2 下水道施設」を準用する。
この場合において、同項中「耐震性の向上や液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の向上」と読み替える。

第3 電力施設

電力施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第3「電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

第4 ガス施設

ガス施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第4「ガス施設」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 都市ガス施設（塩釜ガス(株)）

ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化する等の津波対策に努める。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第5「電信・電話施設（東日本電信電話(株)宮城事業部）」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 設備の災害予防

（1）電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階設置等の耐浪性を推進する。

2 停電とふくそう対策

津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第6 共同溝・電線共同溝の整備

共同溝・電線共同溝の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第6「共同溝・電線共同溝の整備」の定めに準ずる。

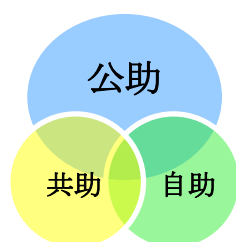
第8節 危険物施設等の予防対策

目 的

震災時において、危険物（「消防法」（昭和23年法律第186号）に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的实施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震・耐浪性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

なお、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第1「各施設の予防対策」の定めに従う。

第2 危険物施設

危険物施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第2「危険物施設（消防本部及び消防署）」の定めに従う。

第3 高圧ガス施設

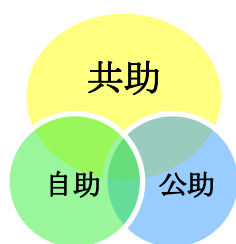
高圧ガス施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第3「高圧ガス施設（宮城県仙台地方振興事務所）」の定めに従う。

第4 火薬類製造施設等

火薬類製造施設等は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第4「火薬類製造施設等（宮城県仙台地方振興事務所）」の定めに従う。

第5 毒物及び劇物貯蔵施設

毒物・劇物貯蔵施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第5「毒物及び劇物貯蔵施設（宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

危険物施設等の予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節「危険物施設等の予防対策」の定めに準ずる。

第9節 防災知識の普及

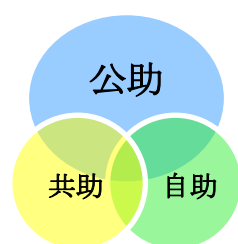
目 的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の津波災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災意識の向上、徹底を図る。市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努める。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第1「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波防災の日（11月5日）

市は、「津波防災の日」である11月5日が平成27年12月の国連総会決議において「世界津波の日」とされたことも踏まえ、津波防災の日には、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ、その趣旨にふさわしい行事を実施するよう努める。

2 市民への防災知識の普及

（1）津波の危険性等の周知

市は、防災関係機関と連携し、市民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

(2) 市民等への普及・啓発を図る事項

① 避難行動に関する知識

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
- ・ 強い揺れを感じたとき又は弱くても地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・ 大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・ 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
- ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
- ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波注意報でも避難すること
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
- ・ 津波が河川を遡上すること
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること 自己判断をしないこと
- ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
- ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
- ・ 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・ 各地域における避難の指示等の伝達方法 など

② 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・ 第一波が最大とは限らないこと
- ・ 津波は繰り返し襲ってくること
- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など

③ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など

(3) 要配慮者及び観光客等への配慮

① 要配慮者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者・高齢者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBTQ等）のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮する。

② 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難路・避難経路や海拔表示板、わかりやすい避難案内看板等を設置する等、広報に努める。

3 船舶への防災知識の普及

市は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- (1) 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下、「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- (2) 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- (3) 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

① ハザードマップの作成・周知

市は、津波によって浸水が予想される地域に津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題を踏まえて指定避難所及び避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、市民の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4 国土交通省）を参考に作成する。

② ハザードマップの有効活用

市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

また、市は、市民に対し防災行動計画作成のための支援や研修を行う。

(2) 日常生活の中での情報揭示

① 円滑な避難を支援するための情報揭示

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水深、指定避難所及び指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

② 浸水深等を示す場合の留意点

市は、浸水深等の「高さ」をまちの中に示す場合には、「基準水位か最大浸水深か」、「海拔か浸水深なのか」等について、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水深、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第2 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第2「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第3 防災指導員の養成

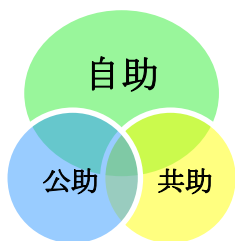
防災指導員の養成は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第3「防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第4 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第4「災害教訓の伝承」の定めに準ずるほか、次の取組を実施する。

1 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして市民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

防災知識の普及、徹底における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第1「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の自助対策を行う。

第1 防災知識の普及、徹底

市民は、津波避難行動に関する次の知識を十分理解しておく。

1 避難行動に関する知識

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性がある
- ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難し、情報を収集する
- ・ 大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難する
- ・ 「津波フラッグ」は、海水浴場等で津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図である
- ・ 海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難する
- ・ 標高が低い場所や沿岸部では津波注意報でも避難する
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難する
- ・ 原則、徒歩で避難する
- ・ 津波が河川を遡上する
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続ける。自己判断をしない
- ・ 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行う

2 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある
- ・ 第一波が最大とは限らないこと
- ・ 津波は繰り返し襲ってくる
- ・ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性がある
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある

3 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
- ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくる

4 北海道・三陸沖後発地震注意への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

5 災害時にとるべき行動

- ・ その他津波警報等の発表時や避難指示等の発令時、北海道・三陸沖後発地震注意への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動

第2 防災行動計画の作成

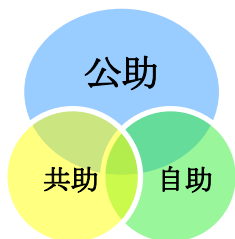
市民は、公表されたハザードマップ等を用いて、自ら様々な災害リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族とともに防災行動計画の作成に努める。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

目 的

市は、地震・津波発生時に防災関係機関及び市民等と連携を図りながら、初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及や高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、地震・津波防災訓練に積極的に参加する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第1「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 具体的かつ実践的な内容

市は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第2 防災訓練

防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第2「防災訓練」の定めに準ずる。

第3 石油コンビナートの防災訓練

石油コンビナートの防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第3「石油コンビナートの防災訓練」の定めに準ずる。

第4 救助・救急関係機関の教育訓練

救助・救急関係機関の教育訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第4「救助・救急関係機関の教育訓練」の定めに準ずる。

第5 通信関係機関の非常通信訓練

通信関係機関の非常通信訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第5「通信関係機関の非常通信訓練」の定めに準ずる。

第6 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第11節 第6「学校等の防災訓練」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報や津波警報の発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練

を実施する。

- 2 津波災害を想定し、地域や保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 3 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報や津波警報が発表された場合に学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第7 企業の防災訓練

市は、津波によって浸水が予想される地域に所在する企業等に対して次の津波防災訓練の実施を指導する。

- 1 大津波警報・津波警報の発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練。
- 2 津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報・津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難者受入れ等の運営訓練。
- 3 災害発生時に備え、周辺町内会及び各自治会町内会、市民、並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練。

第8 訓練及び普及内容

市は、津波警戒に関する市民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の市民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

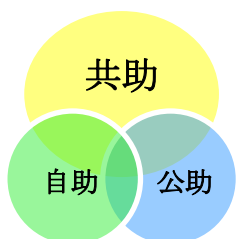
＜考えられる訓練内容＞	
1 津波警報、津波情報等の収集、伝達	① 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認 ② 操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認 ③ 市民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現）等を検証する。
2 津波避難訓練	① 標識の確認、避難の際の危険性等を把握 ② 歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない ③ 場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得る ④ 夜間訓練等の実施により街灯等を確認する等の訓練を実施する。
3 津波防災施設操作訓練	① 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか ② 津波予想到達時間内に操作完了が可能か ③ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか ④ 退避時間の確保 等の現実に関わり得る想定の中で訓練を実施する。
4 津波監視訓練	① 高台等の安全地域からの目視 ② 監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟 ③ 監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用 等について訓練を実施する。

1 市民に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。
- (6) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとる。
なお、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - ① 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
 - ② 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - ③ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、増し舫いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
 - ④ 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることもあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。



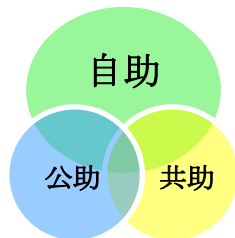
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「地震防災訓練の実施」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 企業の防災訓練

- 1 大津波警報・津波警報の発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練。
- 2 津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報・津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難者受入れ等の運営訓練。

- 3 災害発生時に備え、周辺町内会及び各自治会町内会、市民、並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練。



■ 塩竈市民等の役割 ■

地震・津波防災訓練の実施における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「地震防災訓練の実施」に定めるほか、次の自助対策を行う。

第1 訓練及び普及内容

市民等は、市が行う津波防災訓練に参加し、津波防災知識・行動の習熟に努める。

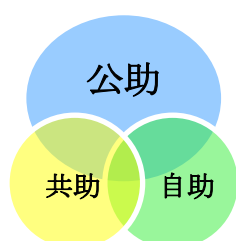
第11節 自主防災組織の育成

目 的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、市民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、市民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、市民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

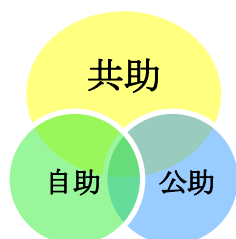
地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第1「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第2 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第2「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第3「自主防災組織の活動の支援」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

自主防災組織の育成における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節「自主防災組織の育成」の定めに準ずる。

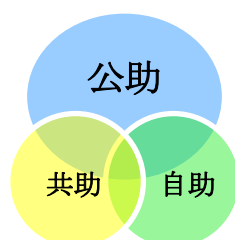
第12節 ボランティアのコーディネート

目 的

東日本大震災及び近年の各種災害等において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した災害ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、災害ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第1「災害ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第2 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第2「災害ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

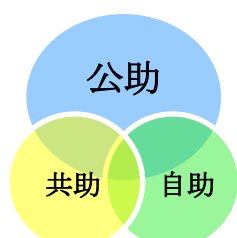
第3 災害ボランティアの受入れ体制（塩竈市社会福祉協議会）

災害ボランティアの受入れ体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第3「災害ボランティアの受入れ体制（塩竈市社会福祉協議会）」の定めに準ずる。

第13節 企業等の防災対策の推進

目 的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



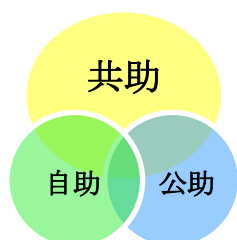
■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 企業等の防災上の位置づけ

企業等の防災上の位置づけは、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第1「企業等の防災上の位置づけ」の定めに準ずる。

第2 市、県及び防災関係機関の役割

市、県及び防災関係機関の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第2「市、県及び防災関係機関の役割」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 企業等の活動

企業等の活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第1「企業等の活動」の定めに準ずる。

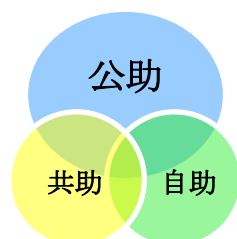
第2 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第2「企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第14節 津波調査研究等の推進

目 的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 県における調査

県における調査は、第1編地震災害対策編 第2章 第15節 第1「被害想定状況調査」の定めに従う。

第2 津波調査研究等の推進

津波調査研究等の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第15節 第2「調査研究項目」の定めに従うほか、次の対策を講じる。

1 調査研究の連携強化

津波対策として、平成15年に発足した宮城県津波対策連絡協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の津波防災力の向上を図る。

第3 津波監視システムの整備

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第4 被災原因の分析及びフィードバック

被災原因の分析及びフィードバックは、第1編地震災害対策編 第2章 第15節 第3「被災原因の分析及びフィードバック」の定めに従う。

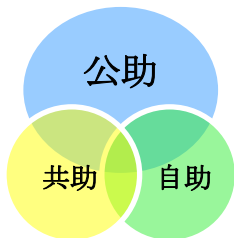
第5 防災対策研究の国際的な情報発信

防災対策研究の国際的な情報発信は、第1編地震災害対策編 第2章 第15節 第4「防災対策研究の国際的な情報発信」の定めに従う。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

目 的

市及び防災関係機関は密接な連携を図り、津波発生の際に速やかに警戒体制がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や、情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波の観測体制の整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報、津波情報等の発表及び伝達を行っている。

津波警報等の種類については第2編津波災害対策編 第3章 第2節 第2「地震・津波情報」を参照。

第2 津波観測機器の整備

1 津波監視システムの整備

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を確認に行くことによる危険性を回避するため、沿岸部への津波監視カメラなど情報インフラを強化するとともに、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システム、潮位観測システム等の整備に努める。

2 津波観測機器の維持・整備

市及び消防本部は、仙台管区気象台より津波等の注意報・警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合、沿岸市民に対する広報及び避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、潮位計、水压計、超音波式潮位観測システム、津波監視カメラ等の津波観測機器の維持・整備に努める。

3 観測情報の共有化

県、市及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

4 伝達体制の整備

市は、東北地方整備局のGPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに入手する体制の整備に努める。

＜県内における津波観測施設等一覧＞

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区气象台	市町・消防本部	計
仙台市	1			1
石巻市	2	1		3
塩竈市			消防本部 (1)	1
気仙沼市	1		気仙沼市 (5)	6
名取市			名取市 (1)	1
松島町			消防本部 (1)	1
七ヶ浜町			消防本部 (1)	1
南三陸町			南三陸町 (3)	3
計	4	1	12	17

＜塩釜地区潮位観測システム概要＞

	解 説
システム	消防本部の観測装置から、10秒毎に配信される気圧データ及び海岸3箇所の潮位データを受信し、記憶・表示・印字等の処理を行う。
観測装置	超音波式潮位観測装置
観測場所	①塩竈市港町一丁目（西埠頭） ②七ヶ浜町花淵浜小浜 ③松島町磯崎漁港

第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備

1 市の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

① 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報等の内容に応じた、避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年策定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努める。

② 伝達体制の整備

市は、津波警報等に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を、市民等に伝える体制を確保する。

③ 国又は県に対する助言の要請

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

① 多様な情報伝達手段の確保

市はさまざまな環境下にある市民や職員等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の不感地帯の解消に努めるとともに耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図る。

また、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS等のソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等、多数の情報伝達手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

② 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)等を整備するとともに、防災行政無線との自動起動を推進する。

また、防災行政無線は、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努め、高性能なシステムなどの更新について検討する。

③ 自動車運転者対策

市及び県は、走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

④ 海域海岸利用者対策

市は、観光客・釣り客・水産事業者等海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

⑤ 要配慮者対策

市及び県は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策の検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、津波警報や避難指示等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど、避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。

その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

夜間・休日の情報伝達については、消防本部との協定に基づき、24時間体制で伝達する体制を構築する。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

2 消防本部の対応

(1) 市民等に対し、消防車及び広報車等によるサイレンや拡声器等により津波予警報を伝達する体制を整備する。

(2) 市との協定により、防災行政無線を活用し24時間体制で情報を伝達する体制を構築する。

(3) 観光客・釣客・水産事業者等海岸付近にいる市民等への情報伝達体制を確立する。

3 警察の対応

警察署は、津波予警報が発表され、県警察本部から無線又は有線により伝達を受けた場合、各交番や関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

また、パトカー等により広報を行い、市及び防災関係機関と協力し警戒活動を行う体制の整備に努める。

4 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

① 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

② 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

③ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

④ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話株式会社（宮城事業部）の対応

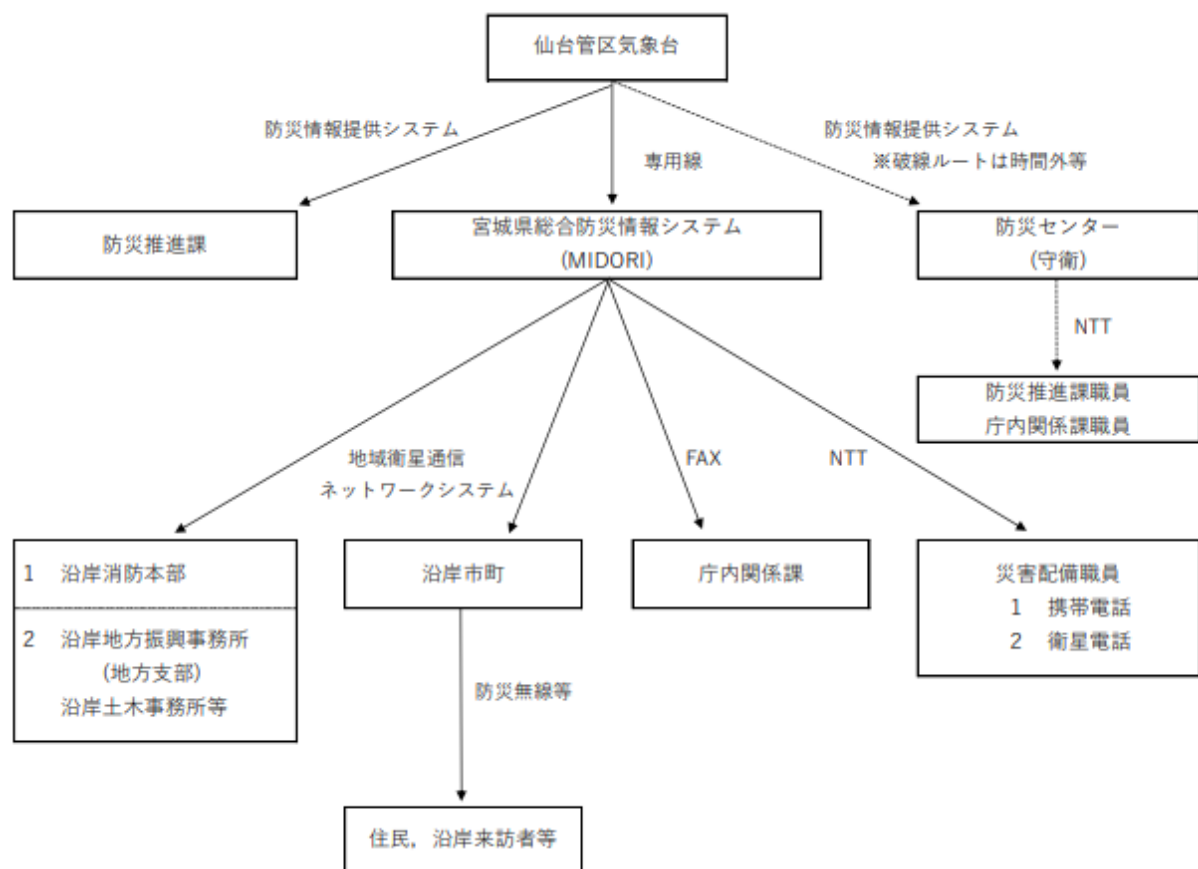
(1) 津波情報伝達体制の迅速化、確実化

「気象業務法」（昭和27年法律第165号）に基づき、気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちにその津波警報等を関係市町に対し迅速、確実な警報伝達に努める。

(2) 津波警報等伝達試験の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。

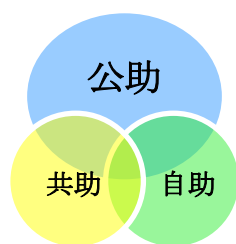
<津波警報等予報伝達フロー図>



第16節 情報通信網の整備

目的

大規模震災時・津波発生時には、固定電話回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市における災害通信網の整備

市における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第1「市における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第2 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第2「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第3 市民等に対する通信手段の整備

市民等に対する通信手段の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第3「市民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第4 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第4「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第5 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第5「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第6 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第6「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第7 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第7「防災関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第8 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害用伝言ダイヤル等の活用は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第8「災害用伝言ダイヤル等の活用」の定めに準ずる。

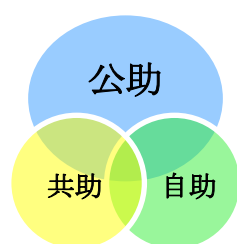
第17節 組織体制及び職員の配備体制の整備

目 的

市域において地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市防災組織体制

市の防災組織体制の対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第1 「市防災組織体制」の定めに準ずる。

第2 災害対策要員等の確保体制

市の災害対策要員等の確保体制の対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第2 「災害対策要員等の確保体制」の定めに準ずる。

第3 市の配備体制

市の配備体制の対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第3 「市の配備体制」の定めに準ずる。

第4 防災担当職員の育成

防災担当職員の育成は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第4 「防災担当職員の育成」の定めに準ずる。

第5 人材確保対策

人材確保対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第5 「人材確保対策」の定めに準ずる。

第6 感染症対策

感染症対策は、地震災害対策編 第2章 第17節 第6 「感染症対策」の定めに準ずる。

第7 マニュアル等の作成

マニュアル等の作成は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第7「マニュアル等の作成」の定めに準ずる。

第8 業務継続計画（BCP）

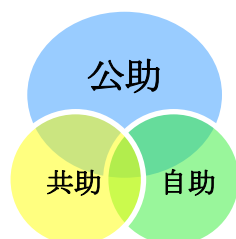
業務継続計画（BCP）は、第1編 地震災害対策編 第2章 第17節 第8「業務継続計画（BCP）」の定めに準ずる。

第18節 防災拠点等の整備

目 的

市及び防災関係機関は、津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。また、震災時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

なお、庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第1「防災拠点等の整備」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 津波危険区域における防災拠点型建物の整備においては、耐震化に合わせて耐浪化を進める。
- 2 津波防災拠点施設の整備

防災拠点は、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点等がある。

東日本大震災における津波浸水地区においては、平常時には防災に関する研修や訓練の場や市民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや市民の避難地として防災拠点施設の整備を推進する。

第2 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第2「防災拠点機能の確保・充実」の定めに従う。

第3 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第3「ヘリポートの整備」の定めに従う。

第4 防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第4「防災用資機材等の整備」の定めに従う。

第5 防災用資機材等の確保対策

防災用資機材等の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第18節 第5「防災用資機材等の確保対策」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 救助用資機材の確保対策

津波災害においては、水没している地域の人命検索活動や孤立している市民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

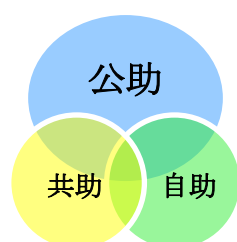
第19節 相互応援体制の整備

目 的

大規模津波災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第1「相互応援体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努め、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

第2 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第2「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第3 県による市への応援

県による市への応援は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第3「県による市への応援」の定めに準ずる。

第4 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第4「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第5 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第5「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第6 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第6「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

第7 関係団体との連携強化

相互応援体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第19節 第7「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

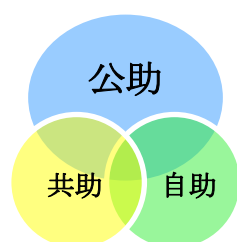
第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

目 的

大規模地震・津波災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第1「医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

第2 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

医療救護体制に係る情報連絡体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第2「医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

第3 医薬品等の備蓄・供給体制

医薬品等の備蓄・供給体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第3「医薬品等の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第4 福祉支援体制の整備

福祉支援体制の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第20節 第4「福祉支援体制の整備」の定めに準ずる。

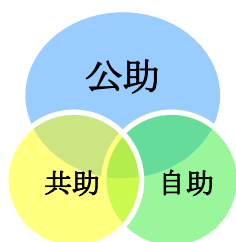
第21節 火災予防対策

目 的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。

地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震による出火防止、火災予防の徹底は、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第1「出火防止、火災予防の徹底（消防本部）」の定めに準ずる。

第2 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、それらに石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

市及び県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の管理者に対して、耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置等、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

第3 消防力の強化

消防力の強化については、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第2「消防力の強化」の定めに準ずる。

第4 消防水利の整備

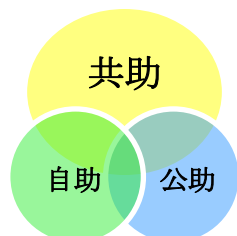
消防水利の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第3「消防水利の整備」の定めに準ずる。

第5 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化対策は、第1編 地震災害対策編 第2章 第21節 第4「消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第6 海上における火災の防止

海上における火災の防止は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.1節 第5「海上における火災の防止」の定めに準ずる。



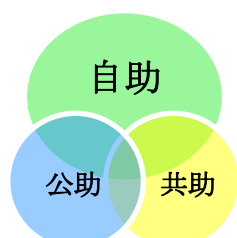
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

火災予防対策の実施における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節「火災予防対策」に定めるほか、次の共助対策を行う。

第1 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による被害発生時への備え

- (1) 高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、市等の関係機関へ情報を提供する体制を確立する。
- (2) 高圧ガス施設管理者は、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすることや、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止するため、設備的な対応や判断基準の設定、操作手順等の整備、訓練等に努める。



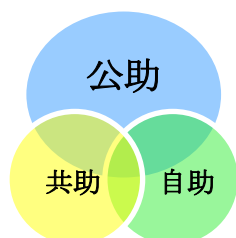
■ 塩竈市民等の役割 ■

火災予防対策の実施における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節「火災予防対策」の定めに準ずる。

第2.2節 緊急輸送体制の整備

目 的

大規模な地震・津波災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送道路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、県及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第1「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第2「緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

第3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第3「建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備」の定めに準ずる。

第4 緊急輸送体制

緊急輸送体制の確立は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第4「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第5 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第5「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第6 離島への海上輸送の確保

離島への海上輸送の確保は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.2節 第6「離島への海上輸送の確保」の定めに準ずる。

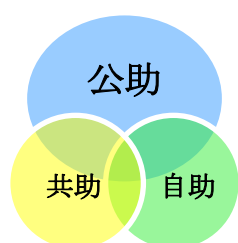
第23節 避難対策

目的

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、津波災害時の避難対策の体制の確保に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 徒歩避難の原則の周知

- 1 東日本大震災の地震発生時には、自動車での避難が多数あり、渋滞や避難所付近の道路、指定避難所の校庭が混雑したことから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則を周知する。

2 自動車での避難方策の検討

市は、次の場合自動車での避難方策の検討を行う。

- (1) 津波到達時間が短く、避難場所までの距離が遠い場合
- (2) 避難行動要支援者を避難させる場合

これらの地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第2「指定緊急避難場所の確保」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 道路盛土等の活用

市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

2 人口高台の整備

市は、津波到達までに時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として人工高台を整備する。

第3 津波避難ビル等の確保

1 市の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、東日本大震災による津波浸水実績を踏まえて、指定行政機関及び県や沿岸市町の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の指定及び見直しを行う。

＜協定を締結している津波避難ビル（一時避難ビル）＞

ビ ル 名	所 在 地	収容人員	備 考
マリングート塩釜	港町一丁目 4-1	830	2 階ベイスイドルーム他（24 時間可）
イオンタウン塩釜	海岸通 15-100	2,450	屋上駐車場（営業時間のみ）
パチンコタイガー塩釜店	港町一丁目 7-5	680	2 階～4 階駐車場（24 時間可）
塩竈倉庫	港町一丁目 7-30	250	港町一号倉庫3階
ホテルグランドパレス塩釜	尾島町 3-5	671	宴会場2～3階
合 計		4,881	

（震災編資料 1 3-2 塩竈市指定緊急避難場所・指定避難所位置図参照）

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- ① 津波に対して安全な構造であること。
- ② 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。
- ③ 耐震性を有していること（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。
- ④ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していることや、長期的な孤立を防ぐために、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(3) 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の市民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において、せき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位（基準水位）以上の場所に、安全な構造である民間等の建築物を津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定を行い、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第4 避難路の確保

1 津波避難ルートの設置

東日本大震災における避難では、徒歩避難を周知していたが、車避難による混雑・渋滞でスムーズな避難ができなかった。また、特に津波避難における避難路が明確でなかったことも避難混乱をきたした要因でもある。

そのため、下記の3種類の避難路ルートを明示して、避難路の確保・整備を進める。

- (1) 指定避難所へ向かう避難道路
- (2) 指定避難所へ向かう歩行者避難路
- (3) 津波避難ビルから避難する徒歩避難路

＜地震・津波避難ルート一覧＞

番号	地震・津波避難路線	目標避難所等	避難道路区分
1	新浜町泉沢線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 避難道路
2	藤倉庚塚線	市立第二中学校	
3	小松崎松陽台線	市立第二小学校	
4	塩竈神社参道線	市立第一中学校	
5	本町南町線	市立第一小学校	
6	花立町二号線	市立第三小学校	
7	第三中学校避難路	市立第三中学校	
8	新富町笠神線		
9	八幡築港線	市立第三中学校	
10	新富町貞山通線	塩釜港湾合同庁舎	
11	舟入二号線	市立第三中学校	
12	杉の入一丁目一号線	市立杉の入小学校	指定避難所へ向かう 歩行者避難路
13	北浜二丁目三号線	市立第二小学校	
14	地盤国有公園第二小学校避難路		
15	本町 7 号線	市立第一小学校	
16	牛生町笠神線	市立第三中学校	
17	マリンドッキ	イオンタウン塩釜、マリンゲート塩釜	津波避難ビルから 避難する徒歩避難路

(津波編資料2-2 津波避難ルート明示図参照)

なお、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「宮城県津波対策ガイドライン」(令和4年8月改定)に基づき整備し、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- (4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (5) 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- (6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- (7) 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難

の経路等。

(8) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

避難路等の整備は第1編地震災害対策編 第2章 第2.3節 第4「避難路等の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 津波避難の迅速化の考慮

市及び県は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や、事故の発生等を十分考慮し、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

2 避難路等の安全性の向上

避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを市、県及び道路管理者等が一体となって検討する。

3 避難道路の位置付け

市は観光客等の多数の避難者が見込まれる地域は、安全性や機能性の確保を図る。また、浸水区域においては、津波避難ビル等、避難困難地域内からの二次避難に活用するため、避難経路をネットワーク化するとともに、極力周辺地盤より高い路面高を確保する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

第6 避難誘導体制の整備

避難誘導体制の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.3節 第5「避難誘導体制の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 情報入手手段・装備の確保

市は、避難誘導支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段や装備、また、消防団等の、避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

2 夜間に備えた対応

本市から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第7 避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.3節 第6「避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第8 消防機関等の対応

1 救助・救急活動の実施体制確保

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2 地域防災計画における対策の策定

市は、地域防災計画において、消防本部及び消防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

市及び消防本部は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、市民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に市民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い場合における退避優先等の退避ルールを確立する。また、水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの、津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、市民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

5 消防庁舎等の移転及び機能の充実化

塩釜地区消防事務組合消防本部庁舎（通信指令センター含む）、塩釜消防署（倉庫等を含む）については、現在、津波浸水想定区域にあるため、早急に津波浸水想定区域外へ移転する必要があるとともに、移転の際は、津波等大規模災害が発生した場合、迅速な対応ができるよう、塩釜消防署内の消防本部庁舎または、通信指令センターと連携できる位置に応援隊を受け入れることができる災害対策室（作戦室を含む 200 m² 程度）を確保し、さらに応援隊職員のための仮眠室 90 m² 程度）、執務室（30 m² 程度）、住民の一時待避できるスペース（100 m² 程度）、応援物資を受け入れられる物資集積スペース（200 m² 程度）を追加、救助活動等拠点施設として資機材保管施設（100 m² 程度）、自家用給油取扱所の設置等、災害対策の充実を図る。

また、感染流行時においても、消防力が低下することがないように、消毒室（20 m²程度）、仮眠

室の個室化、換気 設備の充実等感染症対策に関する設備の充実を図る。

第9 教育機関における対応

教育機関における対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.3節 第7「教育機関における対応」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 避難環境の整備

市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、学校等の津波対策に努める。

第10 津波避難計画の作成

津波避難計画の作成は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第8「避難計画の策定」の定め
に準ずるほか、計画策定においては次のように対応する。

1 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、津波浸水域予測図等を基に、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容などを明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行う。あわせて、その内容の市民等への周知徹底を図る。市民への周知内容は、以下のとおり。

なお、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮する。

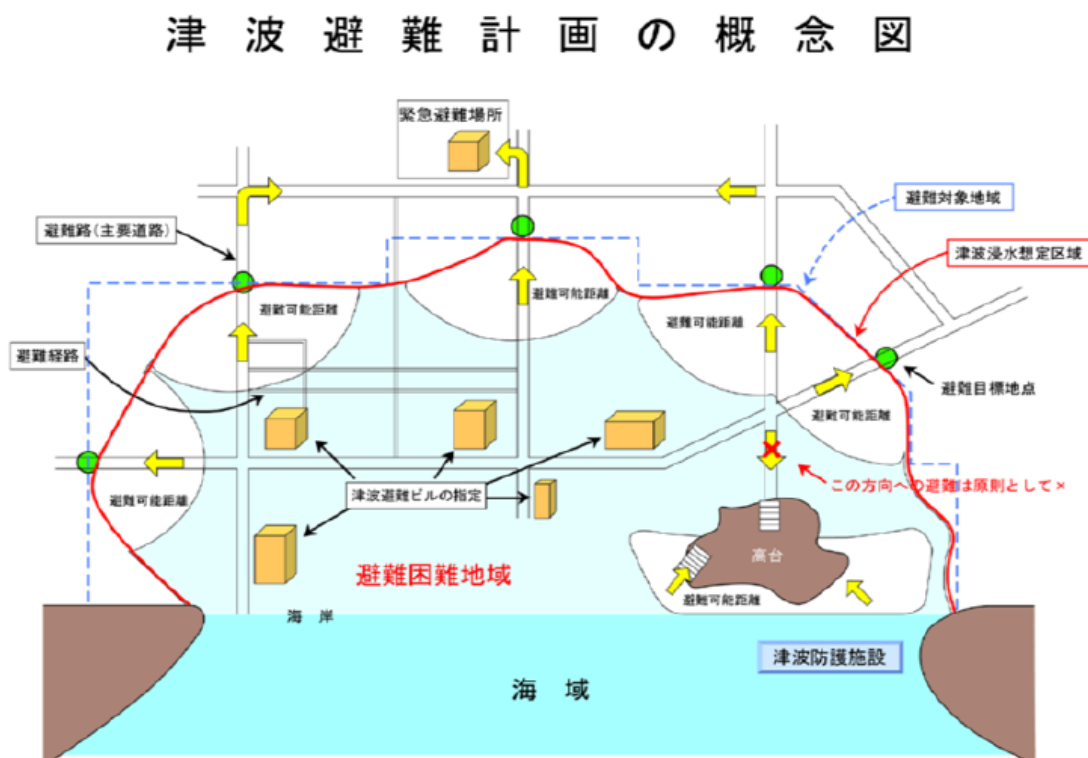
また、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を参考とする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (3) 津波情報の収集・伝達の方法
- (4) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (6) 避難場所の名称、所在地、収容人員 など

2 地域ごとの避難計画策定支援

市は、津波避難計画の策定にあたり、町内会・自主防災組織等、沿岸地域の市民がワークショップなどを開催するなど、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。(図2-4 津波避難計画の概念図参照)

図2-4 津波避難計画の概念図



3 地域防災力の向上

市は、津波ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

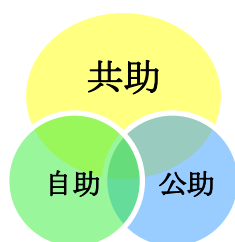
なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

4 避難行動要支援者への配慮

市は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

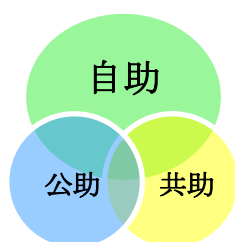
第11 避難に関する広報

避難に関する広報は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第9「避難に関する広報」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節「避難対策」の定めに従う。



■ 塩竈市民等の役割 ■

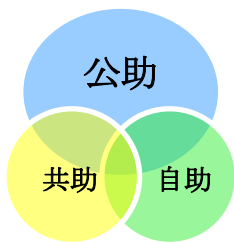
避難対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節「避難対策」の定めに従う。

第24節 避難受入れ対策

目 的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する指定避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるように、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難受入れに係る対策の習熟に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難所の確保

避難所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第1「避難所の確保」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるように、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 津波の被害のおそれのある場所又は津波避難ビルでの対応

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合又は現在の津波避難ビルについては、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

3 避難所の施設・設備の整備

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第2 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第2「避難の長期化対策」の定めに従う。

第3 避難所における愛護動物の対策

避難所における愛護動物の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第3「避難所における愛護動物の対策」の定めに従う。

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 第4「応急仮設住宅対策」の定め
に準ずる。

第5 帰宅困難者対策

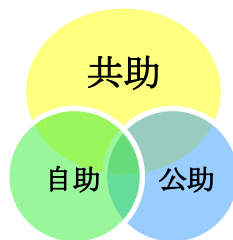
帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 第5「帰宅困難者対策」の定め
に準ずる。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 第6「被災者等
への情報伝達体制等の整備」の定め
に準ずる。

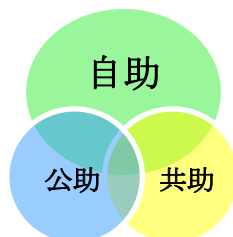
第7 孤立集落対策

孤立集落対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 第7「孤立集落対策」の定め
に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難受入れ対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第
2章 第2.4節「避難受入れ対策」の定め
に準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

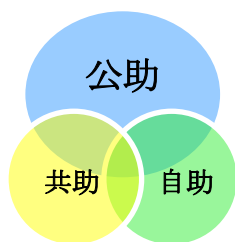
避難受入れ対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節「避難受
入れ対策」の定め
に準ずる。

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市が市民等へとるべき措置

市が市民等へとるべき措置は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第1「市が市民等へとるべき措置」の定めに準ずる。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第2「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

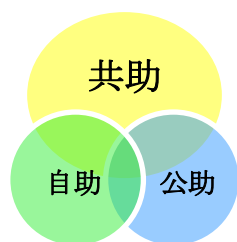
食料及び生活物資等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第3「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第4「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

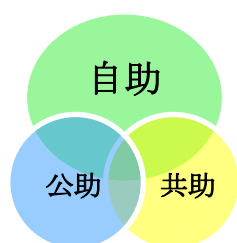
第5 燃料の確保

燃料の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第25節 第5「燃料の確保」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

食料、飲料水及び生活物資の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節「食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

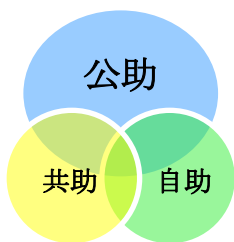
食料、飲料水及び生活物資の確保における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節「食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

目 的

大規模地震・津波災害時には、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、市及び関係機関はその対策について整備する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等について、行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、要配慮者自身は自らの備えを行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者、障がい者等への支援対策

高齢者、障がい者等への支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者、障がい者等への支援対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の避難体制強化

市は、津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設（以下、この節において「リスクが高い区域内の要配慮者利用施設」という。）の管理者が、津波の発生時において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために行う以下の内容について、必要な助言又は勧告を行い、積極的に支援する。

（1）「避難確保計画」の作成

- ① リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、津波が発生するおそれがある場合に施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、具体的な内容を記載することに努める。
- ② リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。

（2）避難訓練の実施

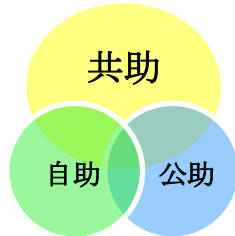
リスクが高い区域内の要配慮者利用施設の管理者は、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を定期的実施し、その結果を踏まえて「避難確保計画」等の見直しを行い、より実効性の高い避難の確保を図る。

第2 外国人への支援対策

外国人への支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第2「外国人への支援対策」の定めに準ずる。

第3 旅行者への支援対策

旅行者への支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節 第3「旅行者への対策」の定め
に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、
第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定め
に準ずるほか、次の対策を実施する。

1 リスクが高い区域内の要配慮者利用施設における避難体制強化

津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設の管理者は、津波に対して、施設利用者の円滑
かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の対策を実施する。

(1) 「避難確保計画」の作成

- ① 津波が発生するおそれがある場合、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、
「避難確保計画」を作成する。その際、より実効性のある「避難確保計画」とするため、下記
に示すような具体的な内容を記載することに努める。
- ② 「避難確保計画」を作成、又は変更したときは、遅滞なく、その計画を市長へ報告する。

(2) 防災教育・避難訓練の実施

「避難確保計画」に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や避
難訓練を定期的実施し、職員や施設利用者の津波に関する知識を深める。

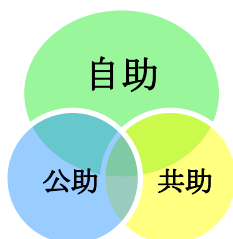
また、避難訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて「避難確保計画」等の見直しを行い、
より実効性の高い避難の確保を図る。

<避難確保計画に記載する内容の例>

自衛水防組織を設置する場合	自衛水防組織を設置しない場合
・ 計画の目的 ・ 計画の報告 ・ 計画の適用範囲 ・ 防災体制 ・ 情報収集・伝達 ・ 避難誘導 ・ 避難の確保を図るための施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施 ・ 自衛水防組織の業務に関する事項 ・ 防災教育及び訓練の年間計画（※） ・ 利用者緊急連絡先一覧表（※） ・ 緊急連絡網（※）	・ 計画の目的 ・ 計画の報告 ・ 計画の適用範囲 ・ 防災体制 ・ 情報収集・伝達 ・ 避難誘導 ・ 避難の確保を図るための施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施 ・ 防災教育及び訓練の年間計画（※） ・ 利用者緊急連絡先一覧表（※） ・ 緊急連絡網（※） ・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※）

・ 外部機関等の緊急連絡先一覧表（※） ・ 対応別避難誘導一覧表（※） ・ 自衛水防組織活動要領（※） ・ 自衛水防組織の編成と任務（※） ・ 自衛水防組織装備品リスト（※） ・ 施設周辺の避難地図	・ 対応別避難誘導一覧表（※） ・ 防災体制一覧表（※） ・ 施設周辺の避難地図
--	--

（※）市長への提出が不要な事項



■ 塩竈市民等の役割 ■

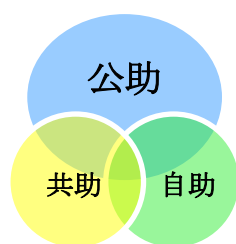
要配慮者・避難行動要支援者への支援対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定めに準ずる。

第27節 複合災害対策

目 的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第1「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第2 複合災害に関する防災活動

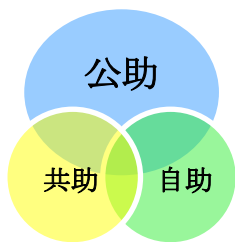
複合災害に関する防災活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第2「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第28節 災害廃棄物対策

目 的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市、県及び関係機関は廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第1「処理体制」の定めに準ずる。

第2 主な措置内容

主な措置内容は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第2「主な措置内容」の定めに準ずる。

第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

市及び県の海岸管理者は、津波により海に流失した災害廃棄物等の次の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、あらかじめ関係機関等との連携・協力体制を構築する。

- 1 災害廃棄物の状況把握
- 2 地域や海域の実情に応じた措置
- 3 種類や性状に応じた適切な処理

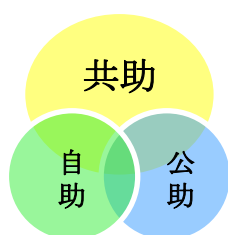
なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品が入ったもの等、有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第4 清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備

清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第3「清掃工場及び埋立処分場の延命化・整備」の定めに準ずる。

第5 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第4「市民への広報」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

災害廃棄物対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節「災害廃棄物対策」の定めに準ずる。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

目 的

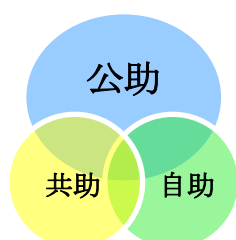
大規模地震・津波が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例、塩竈市災害対策本部運営要綱及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震による津波に対しても、同様に基本的な対応を実施する。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」・・・陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び市防災計画の定めるところにより、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市及びその他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ災害応急活動体制を明示する。

2 円滑な災害応急対策の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

<災害応急対策の主な流れ>

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・「災害救助法」(昭和22年法律第118号)の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・指定避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・防災ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

第2 市の活動体制

1 市の体制

- (1) 市は、市内に地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市防災計画及び県防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び市民等の協力を得ながら、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
- (3) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例、塩竈市災害対策本部運営要綱及び「災害時の職員行動マニュアル」に基づき、定める。
また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震・津波規模等に応じた登庁者等について定める。
- (4) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対応できる配備体制を構築する。
- (5) 塩竈市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、必要に応じ、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下、「県本部長」という。）に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間及び防災関係機関等との応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

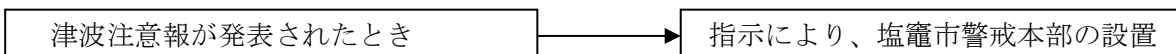
第3 災害対策本部等

1 警戒本部

警戒本部は、危機管理監を本部連絡室長（以下、「本部連絡室長」という。）とし設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

（1）設置基準

気象庁が宮城県沿岸に津波注意報を発表したとき、または市域で震度4の地震が観測されたときは、指示により、市災対本部に準じた市警戒本部を設置し事態の対処にあたる。



（2）警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

（3）警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ① 津波に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 被害の発生状況の把握
- ③ 仙台地方振興事務所への被害報告
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

（4）関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

（5）廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ① 災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急措置が概ね完了したと認めたとき
- ② 本部が設置されたとき

（6）設置等の報告

危機管理監は、警戒配備体制の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

- ① 県知事（仙台地方振興事務所）
- ② 防災関係機関の長又は代表者

2 災害対策本部

本部は、塩竈市災害対策本部条例及び塩竈市災害対策本部運営要綱に基づき、市長を本部長として設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

(1) 設置基準

気象庁が、宮城県沿岸に大津波警報又は津波警報を発表したとき、市域が震度5弱以上の地震と発表したとき、又はその他災害の状況により市長が必要と認めたときは本部等を設置し、

大津波警報が発表されたとき、又は津波警報が発表されかつ、市内に大規模な津波災害の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められる場合

塩竈市災害対策本部の設置

職員による非常配備体制を敷く。

<各配備体制の基準内容>

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備体制	1 市域で震度「4」の地震が観測されたとき 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき 3 その他災害の状況により危機管理監が必要と認めたとき	災害対策本部の設置を要しない規模の災害に対処できる体制 ○発令者～危機管理監
第1号非常配備体制	1 市域で震度「5弱」の地震が観測されたとき又は北海道・三陸沖後発地震注意報が発信されたとき 2 宮城県に津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害に対処でき、災害情報等の収集を主とする活動体制を強化するため必要な体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第2号非常配備体制	1 市域で震度「5強」以上の地震が観測されたとき 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき 3 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	局地的な災害の拡大に対処できる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
第3号非常配備体制	1 市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他災害の状況により市長が必要と認めたとき	市の全力をもって対処する体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部

※上記1～3号配備に係る配備職員については、塩竈市災害対策本部運営要綱第19条に規定する。

(2) 組織等

- ① 本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

本部長	市長	
副本部長	副市長	
災害対策本部員	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 市立病院事務部長 教育部長 政策調整管理監 公民共創推進専門監 行財政改革推進専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者	
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	危機管理課長
	本部連絡室員	危機管理課員
	本部連絡員	各災対部1名（各災対部長が指名した者）

- ② 本部長の代理順位

本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

なお、警戒本部設置の際も、これに準じる。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長

- 427 -

(3) 本部の設置場所

本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、市役所庁舎が被災し、災害対策本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	塩竈市体育館	022-362-1010（代表）

(4) 本部の運営

① 本部員会議

本部の運営は、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、本部連絡室（危機管理課）がそれに関する事務を担う。

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、必要な人員を適宜参画させることができる。

② 災害対策活動組織

市における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う災対部を設け、本部の決定事項は本部長の指示として、各本部員が直接又は本部連絡員を経由して速やかに各災対部に知らしめる。また、各災対部長は所属職員に対し周知徹底する。

(5) 本部員会議の公開

本部長は、情報の公開を促進することが市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、本部員会議を公開する。

3 現地災害対策本部

(1) 局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に塩竈市現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

4 本部の設置及び廃止

本部長は本部を設置又は廃止（災害が発生するおそれなくなった場合、又は災害応急活動が完了したとき）は、速やかに必要と認める防災関係機関等に通知及び報告する。

5 職員参集要領

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

① 危機管理監は、警戒配備体制を設置する場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。

② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受ける。

③ 本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告する。

(2) 勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。

(3) 職員の自主参集

① 第2号非常配備体制に従事する職員は、次に掲げる事項を知ったときは、招集発令を待たずに参集し、所属長の指示を受けるものとする。

ア 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。

イ 市域で震度5強以上の地震が観測されたとき。

② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

③ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

6 職員の状況把握及び業務

（1）参集（登庁）した職員は、所属長に報告する。

（2）各連絡員は、職員の参集状況について災対総務部（総務班）に定期的に報告する。

（3）災対総務部（総務班）は、本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

（4）災対総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

第4 消防機関の活動

消防本部及び消防団等の消防機関は、地震・津波による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

1 消防本部の消防活動

消防本部は、消防計画等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本部及び警察署等の関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動に心がける。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

また、水防管理に関しては次のような措置をとる。

（1）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

（2）水門、閘門及び防潮扉の確認

（3）水防資機材の点検、整備、配備

第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本部（本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第6 県及びその他関係機関との連携

1 市と県との連携

県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

（1）市域に震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合

（2）市域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又はその地震と判定されうる規模の地震及び津波

が発生したと判断される場合

(3) 市情報が途絶した場合

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

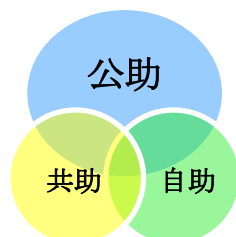
2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第2節 情報の収集・伝達

目 的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民や観光客等に伝達することが重要である。特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）等を用いて広く市民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線又は緊急通報メールにより、市民等への伝達を行う。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は下記の内容を市民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・火の始末は揺れがおさまってから行う。火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。市はこれら気象台からの情報を、迅速かつ的確に把握し防災関係機関等へ伝達し、報道関係機関等の協力を得て市民に周知するように努める。

1 津波警報等の種類

(1) 津波警報等の発表等

- ① 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

- ② 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜高さ	10m超	巨大	・木造家屋が全壊・倒壊し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所からはなれない。
		5m＜高さ≤10m	10m		
		3m＜高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m＜高さ≤3m	3m	高い	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ どのような津波であっても危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから高齢

者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

① 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）

（※1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（※2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 沖合で観測された津波の最大波の発表内容(※5)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報の発表基準とその内容＞

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (※) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(※) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(※) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。

2 津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年8月30日より適用）。

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

＜特別警報の創設による津波警報体系＞

特別警報	津波高3m以上	大津波警報
警 報	津波高1m～3m	津波警報
注意報	津波高20cm～1m	津波注意報
予 報	若干の海水面変動（津波無）	津波予報

3 緊急放送

気象庁では津波警報が発表された場合の「とるべき行動」として「沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください」とし、「津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください」としている。

津波警報又は大津波警報が発表された場合には緊急警報放送が行われる（「放送法施行規則」（昭和25年電波監理委員会規則第10号）82条）。

＜大津波警報・津波警報・津波注意報の表示＞

放送機関	大津波警報	津波警報	津波注意報	その他
NHK及び民放各局	■ 紫色	■ 赤色	■ 黄色	陸地は■ 灰色、海は■ 濃い青色で表す

4 仙台管区気象台からの情報の伝達

- （1）仙台管区気象台は津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市等の関係機関へ伝達する。
- （2）報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を市民に広く周知することに努める。
- （3）緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、総務省消防庁から同報送信されている。

5 放送事業者の対応

- （1）津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- （2）放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- （3）発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施

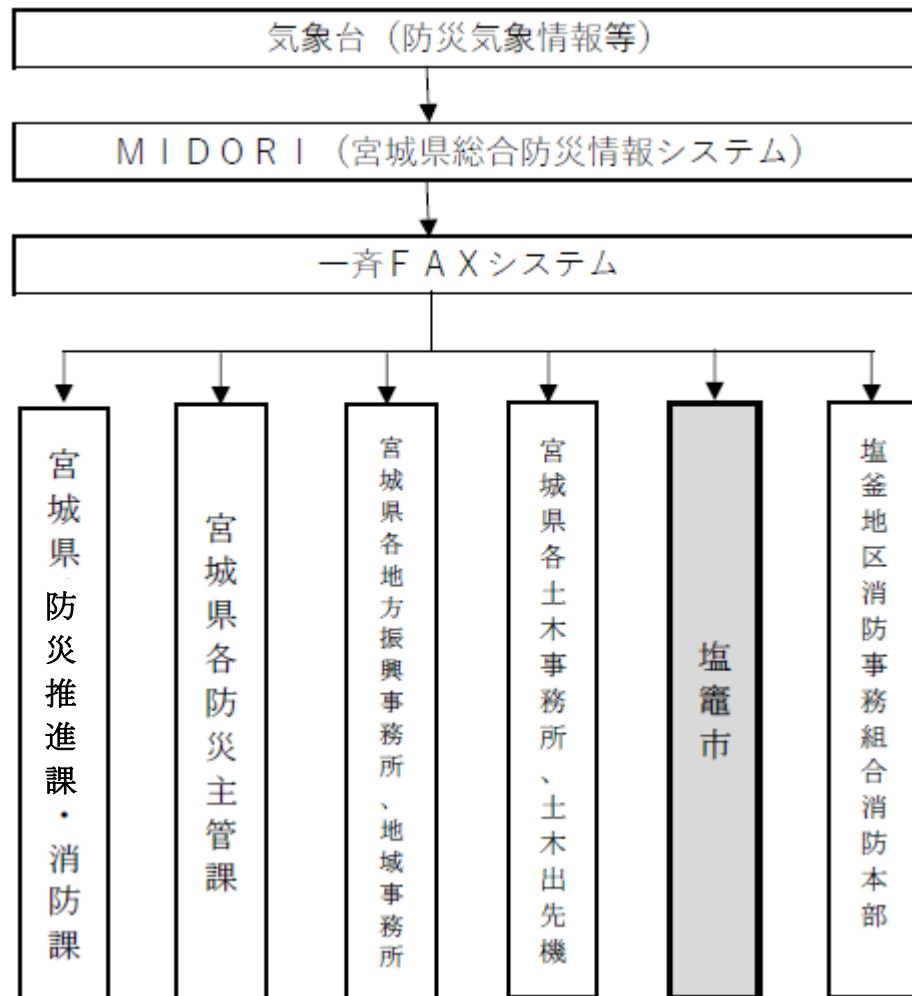
設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第3 津波警報等の収集・伝達

1 地震・津波に関する情報の収集

- (1) 市は、地震・津波に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容をラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震・津波情報の把握に努める。
- (2) 市は、気象庁が発表した地震・津波情報等について、県（総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。

<宮城県総合防災情報システム（MIDORI）>



2 収集した情報の伝達

市は、収集した地震・津波の情報を次により伝達する。

- (1) 伝達基準
 - 警戒本部又は本部が設置されたとき
- (2) 伝達内容
 - ① 警戒本部又は本部の設置
 - ② 地震・津波情報の内容

③ 発生が予想される災害の内容（地震・津波情報が未発表のとき）

（3）伝達系統

① 本部内の伝達

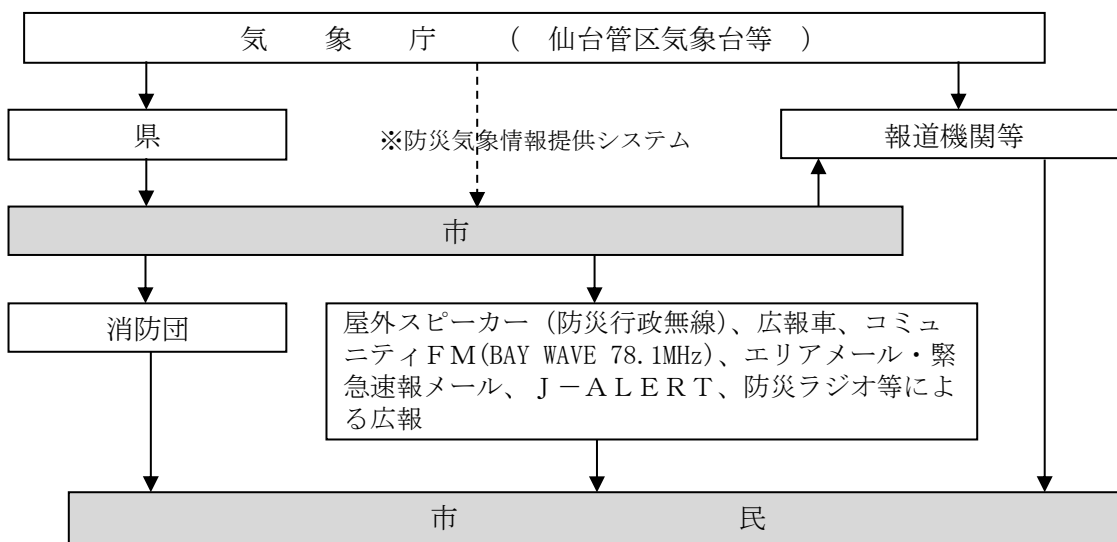
災対総務部長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

② 市民に対する広報

市民に対する地震・津波に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

<地震・津波に関する情報伝達系統図>

伝 達 元	伝 達 手 段（例）	伝 達 先
県、仙台管区気象台等	・宮城県総合防災情報システム（MIDORI） ・震度情報ネットワークシステム ・電話（衛星電話）、FAX 等	・災対総務部 ・消防本部 ・警察署 等
災対総務部	・電話（携帯電話等を含む） ・J－ALERT（緊急地震速報） ・CATV、コミュニティFM告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等 ・ホームページ ・広報車 ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）	・職員（各配備体制による） ※自主的な参集が原則 ・消防団（分団） ・市民 ・報道（放送）機関等
報道（放送）機関等	・テレビ・ラジオ	・市民



なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

第4 災害情報収集・伝達

1 地震・津波発生直後の被害情報の収集・伝達

本部長は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたらせるとともに、市民・関係機関及び自

主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努める。

(1) 災害情報の収集

① 被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

② 地震・津波発生直後の被害の第1次情報等の収集・報告

ア 被害情報の把握内容

各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

- a 人的被害
- b 家屋等の建物被害状況
- c 土砂災害の前兆現象及び発生状況（近隣の市町等の土砂災害発生情報を含む）
- d 市民の行動・避難状況
- e 救出・医療救護関係情報
- f 交通機関の運行・道路の状況
- g ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- h 防災関係機関の対策実施状況
- i その他必要な被害報告

イ 市、消防本部及び消防団は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

ウ 市は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準（直接即報基準）に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をする。

- a 地震が発生し、当該市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- b 津波による死者又は行方不明者が生じたもの

エ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県に協力し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、沿岸市町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

カ 早期解消の必要がある道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、市は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握する

とともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ 市及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

(2) 防災関係機関等による災害情報の収集

- ① 警察署は、パトカー等による情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害情報の収集等より、被害規模を早期に把握する。
- ② 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、市、県及び他の防災関係機関に報告又は通報する。
- ③ 港湾・漁港管理者及び海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。
- ④ 東北地方整備局仙台河川国道事務所は、地震の揺れが収まった後、地震の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。
- ⑤ 宮城海上保安部は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、第二管区海上保安本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。

なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

2 災害情報等の伝達

- (1) 市と県の間での情報伝達は、主として宮城県防災行政無線電話と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」に入力し、災害情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- (4) 災対総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、防災行政無線のみならずLアラート(災害情報共有システム)を介し、メディアの活用を図るほか、広報車・携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、データ放送、SNSなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努める。

3 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

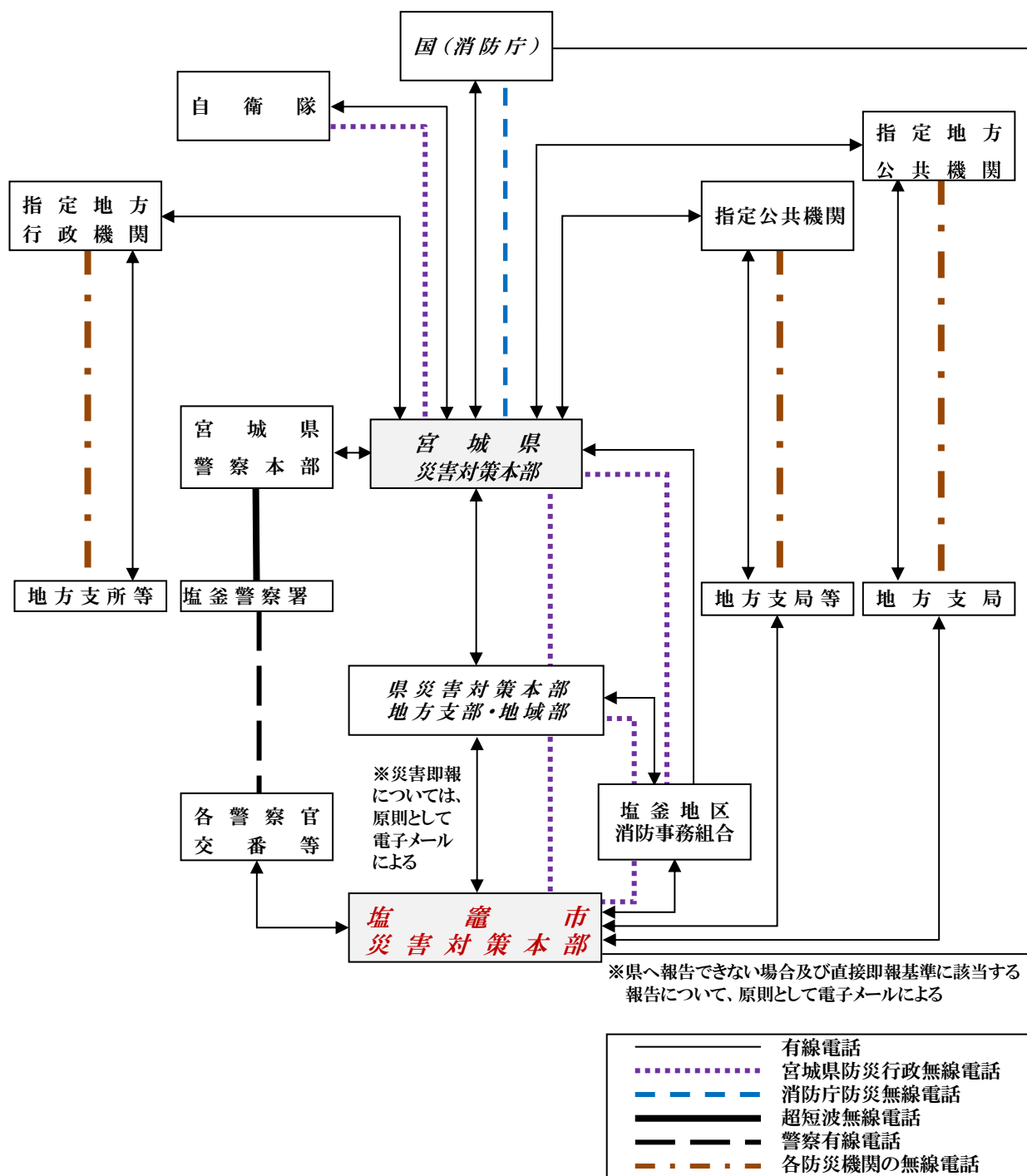
市、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ① 災害に関連する気象等、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ① 県、市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。
 - ア 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。
 - イ 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。
 - ウ 災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。
- ② 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ③ 市は、県に応急対策の活動状況、本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- ④ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである

＜災害情報等の連絡系統＞



(3) 災害状況等の報告

- ① 市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を宮城県仙台地方振興事務所を経由し、「市町村被害状況報告要領」（地震編資料編17-1～3）に基づき速やかに県に報告する。
- ② 市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10日以内に県へ報告する。

第5 通信・放送手段の確保

通信・放送手段の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第4「通信・放送手段の確保」の定めに準ずる。

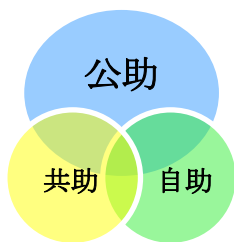
第3節 災害広報活動

目 的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行う。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、指定避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第1「社会的混乱の防止」の定めに従う。

第2 広報の実施事項

広報の実施事項は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第2「広報の実施事項」の定めに従う。

第3 広報資料の作成

広報資料の作成は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第3「広報資料の作成」の定めに従う。

第4 広報実施方法

広報実施方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第4「広報実施方法」の定めに従う。

第5 安否情報

安否情報は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第5「安否情報」の定めに従う。

第6 防災関係機関の広報

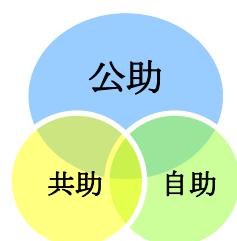
防災関係機関の広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第6「防災関係機関の広報」の定めに従う。

第4節 相互応援活動

目 的

大規模地震・津波災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

なお、応援協定等の締結状況等については、第1編地震災害対策編 第2章 第19節「相互応援体制の整備」の定めによる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第1「市町村間の相互応援活動」の定めに従う。

第2 県による応急措置の代行

県による応急措置の代行は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第2「県による応急措置の代行」の定めに従う。

第3 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第3「消防機関の相互応援活動」の定めに従う。

第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

緊急消防援助隊の応援要請及び受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第4「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」の定めに従う。

第5 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第5「広域的な応援体制」の定めに従う。

第6 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第6「受入れ体制の確保」の定めに従う。

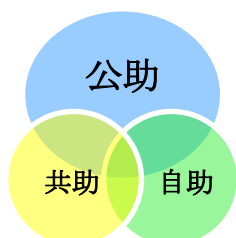
第7 他県等への応援体制

他県等への応援体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第7「他県等への応援体制」の定めに従う。

第5節 災害救助法の適用

目 的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害救助法を適用し、応急的に食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第1「災害救助法の適用」の定めに従う。

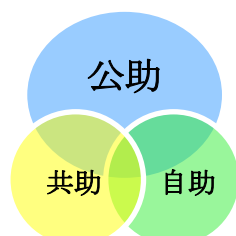
第2 救助の実施の委任

災害救助法の委任は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第2「救助の実施の委任」の定めに従う。

第6節 自衛隊の災害派遣

目 的

市は、大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第1「災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに準ずる。

第2 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第2「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第3「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第4 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第4「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第5「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第6 経費の負担

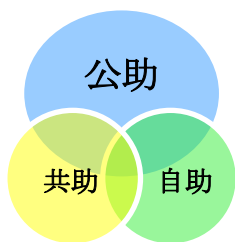
経費の負担は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第6「経費の負担」の定めに準ずる。

第7節 救急・救助活動

目 的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、流出、落下物及び出火延焼等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、町内会、自主防災組織、事業所、一般市民においても防災の基本理念に基づき「自助」「共助」の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の活動

市の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第1「市の活動」の定めに準ずる。

第2 消防機関の活動

消防機関の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第2「消防機関の活動」の定めに準ずる。

第3 警察署の活動

警察署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第3「警察署の活動」の定めに準ずる。

第4 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第4「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずるほか、次の活動を実施する。

- 1 津波により、沿岸部又は海域において行方不明者が発生した時は、巡視船艇・航空機により捜索を行うとともに、特殊救難隊等による潜水捜索、水中カメラ・ソナー等による捜索を行う。

第5 救急・救助活動への支援

救急・救助活動への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第5「救急・救助活動への支援」の定めに準ずるほか、次の活動を実施する。

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救急・救助活動への支援を行うよう努める。

第6 惨事ストレス対策

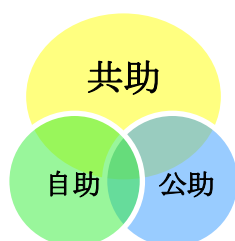
惨事ストレス対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第6「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第7 感染症対策

感染症対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第7「感染症対策」の定めに従う。

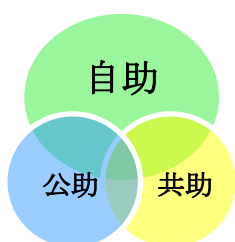
第8 救急・救助用資機材の整備

感染症対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第8「救急・救助用資機材の整備」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

救急・救助活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節「救急・救助活動」の定めに従う。



■ 塩竈市民等の役割 ■

救急・救助活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節「救急・救助活動」の定めに従う。

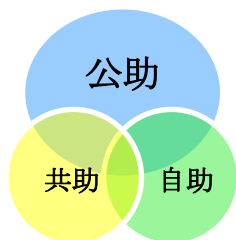
第8節 医療救護活動

目 的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。

そのため、市、県及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が実施する災害時の在宅医療患者の安否確認について協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第1「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第2 医療救護体制

医療救護体制の実施要領は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第2「医療救護体制」の定めに準ずる。

第3 災害時後方医療体制

災害時後方医療体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第3「災害時後方医療体制」の定めに準ずる。

第4 救急患者等の搬送体制

救急患者等の搬送体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第4「救急患者等の搬送体制」の定めに準ずる。

第5 医薬品等の供給体制

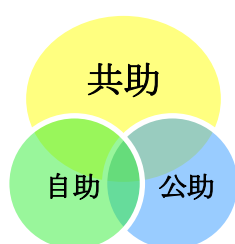
医薬品等の供給体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第5「医薬品等の供給体制」の定めに準ずる。

第6 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第6「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

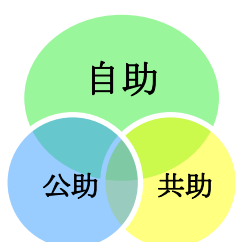
第7 応援要請

応援要請は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第7「応援要請」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

医療救護活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「医療救護活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

医療救護活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「医療救護活動」の定めに準ずる。

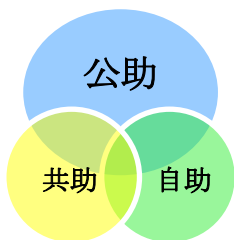
第9節 消火活動

目 的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 消火活動の基本

消火活動の基本は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第1「消火活動の基本」の定めに準ずる。

第2 本部長の措置

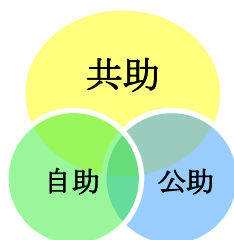
本部長の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第2「本部長の措置」の定めに準ずる。

第3 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第3「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

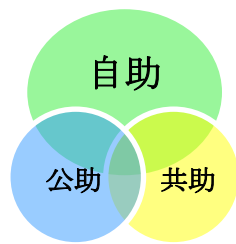
第4 被災地域以外からの応援

被災地域以外からの応援は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節 第4「被災地域以外からの応援」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

消火活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

消火活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」の定め
に準ずる。

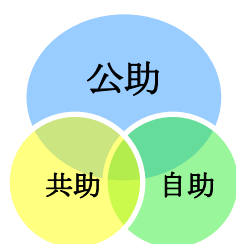
第10節 交通・輸送活動

目 的

大規模地震・津波災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、傷病者の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

また、津波発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 交通規制

交通規制は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第1「交通規制」の定めに従う。

第2 緊急輸送活動

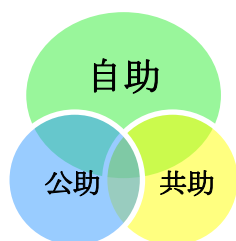
緊急輸送活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第2「緊急輸送活動」の定めに従う。

第3 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第3「陸上交通の確保」の定めに従う。

第4 海上交通の確保

海上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第4「海上交通の確保」の定めに従う。



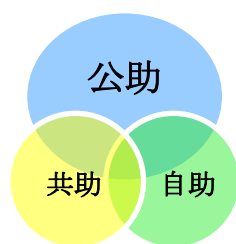
■ 塩竈市民等の役割 ■

交通・輸送活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節「交通・輸送活動」の定めに従う。

第11節 ヘリコプターの活動

目 的

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合や、海上交通の確保が困難となった離島については、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の体制

市のヘリコプター活動の体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第11節 第1「市の体制」の定めに準ずる。

第12節 避難活動

目 的

市及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、直ちに警戒体制を整え、地区の市民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難の指示を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の市民を適切に安全な場所に避難させ、速やかに指定緊急避難場所の開放及び「塩竈市避難所運営マニュアル」に基づいて指定避難所を開設し、地区市民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。その際、要配慮者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 避難指示の対象とする避難行動

避難指示の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

(1) 指定緊急避難場所への立退き避難

津波浸水想定区域の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本である。高台、津波避難ビル等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難を行う。

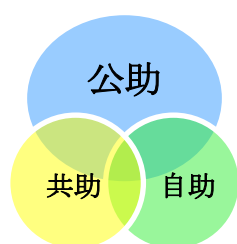
これは、津波が

- 東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと
- 想定を上回る津波の高さとなる可能性があること
- 津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がる
- 地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあること

等から、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。

(2) 緊急安全確保

津波が来襲している状況において、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると居住者等が自ら判断する場合には、「緊急安全確保」をとることが考えられる。ただし、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 津波の警戒

1 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等

県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、県総合防災情報システム(MIDORI)により市及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。

2 津波警報、避難指示等の伝達

市及び県は、津波警報、避難の指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して市民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。

3 市民等への津波警報等の発表・伝達

市民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

また、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件を踏まえつつ、市民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

4 防潮水門等施設管理者の措置

防潮水門等施設管理者は、作業者の安全最優先の退避ルール及び地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。

5 防災ヘリコプターの出動

県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。

6 管理道路の通行止め等の措置

道路管理者は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。

7 警察の措置

警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに各警察署に無線若しくは有線により伝達し、警察署は伝達系統図に従い市に通知し、警戒を行う。

また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。

8 東北地方整備局の措置

東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板等で情報を提供する。

9 宮城海上保安部の措置

宮城海上保安部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。

なお、その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

また、沿岸市民及び釣り客や海水浴客等に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、市等と協力して警戒に当たる。

第2 避難の指示等

避難の指示は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第1「避難の指示等」の定めに基づき、以下の内容を実施する。

1 避難指示の発令

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的に発令しない。

- (1) 法令の規定により津波警報等の通知（気象業務法第15条第2項）を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市民等の避難が必要と認める場合（平成11年7月12日付け 消防震第28号消防庁長官通知）
- (3) 災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（「気象業務法施行令」（昭和27年政令第471号）第10条）

2 市長の役割

市長は、津波に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示の発令を行う。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、市が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。

なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。

- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3 遠地地震の場合の避難指示等

本市から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震

に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

第3 避難の指示の内容及び周知

避難の指示の内容及び周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第2「避難の準備及び指示の基準並びに伝達方法」の定めに準ずるほか、以下の内容を実施する。

1 避難の指示内容

市長等が避難指示の発令を行う場合は、次の内容を明示する。

- (1) 津波の規模
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示の理由
- (6) その他必要な事項

2 避難の措置と周知

<情報伝達にあたって留意するポイント>

何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の市民等か、それ以外の地域の市民等か ・避難対象地域の市民等の誰を対象とするか（市民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者 ・避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） ・津波発生後（津波警報等の更新、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、避難指示の解除等）

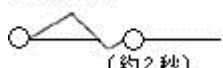
どのような手段で

- ・ 同報無線、半鐘、サイレン、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等
 - ・ 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において避難行動要支援者となりうる者）
 - ・ 津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則（気象庁告示第3号：昭和51年11月16日）で規定する標識を用いる。
 - ・ 津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則（気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正）で規定する標識を用いる。
- ＜旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識＞

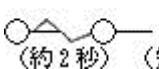
標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td><td>白</td></tr> <tr> <td>白</td><td>赤</td></tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

＜津波注意報標識＞

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	（3点と2点との斑打） 	（約10秒）  （約2秒）
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	（1点2個と2点との斑打） 	（約10秒）（約1分）  （約3秒）

＜津波警報標識及び大津波警報標識＞

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	（2点） 	（約5秒）  （約6秒）
大津波警報標識	（連点） 	（約3秒）  （約2秒）（短声連点）

第4 避難の誘導

避難の誘導は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第4「避難の方法」の定めに基づき、次の対策を実施する。

- 1 市職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。
- 2 市は、消防職員、消防団員、市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。また、市は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。
- 3 避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、市職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。
- 4 警察署は、津波警報等が発表された場合は、伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。
- 5 宮城海上保安部は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸部の市民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

第5 指定避難所の開設及び運営

指定避難所の開設及び運営は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第5「指定避難所の開設及び運営」の定めに基づき、

第6 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第6「避難長期化への対処」の定めに基づき、

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第7「帰宅困難者対策」の定めに基づき、

第8 孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第8「帰宅困難者対策」の定めに基づき、

第9 広域避難

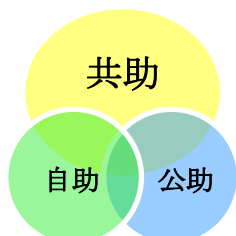
広域避難は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第9「広域避難」の定めに基づき、

第10 広域避難者への支援（広域一時滞在）

広域避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第10「広域避難者への支援（広域一時滞在）」の定めに基づき、

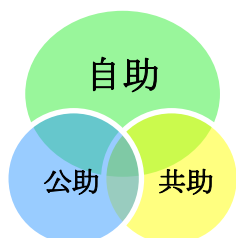
第11 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第11「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

避難活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

避難活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「避難活動」の定めに準ずるほか、次の行動を実施する。

1 避難の指示

津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

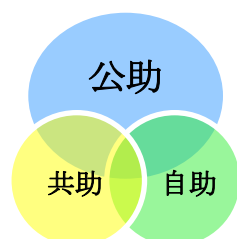
第13節 応急仮設住宅等の確保

目 的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、被災住宅の応急修理、さらには、被災建築物に関する応急危険度判定等を積極的に実施する。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第1「応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備」の定めに準ずる。

第2 公営住宅等の活用等

公営住宅等の活用等は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第2「公営住宅等の活用等」の定めに準ずる。

第3 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第3「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに準ずる。

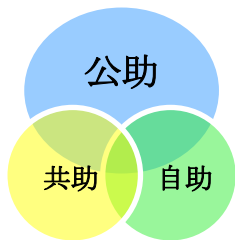
第4 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第4「住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第14節 相談活動

目 的

市は、大規模地震・津波災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の相談活動

市の相談活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第1「市の相談活動」の定めに準ずる。

第2 相談窓口設置の周知

相談窓口設置の周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第2「相談窓口設置の周知」の定めに準ずる。

第3 報告

報告は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第3「報告」の定めに準ずる。

第4 関係機関との連携

関係機関との連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第4「関係機関との連携」の定めに準ずる。

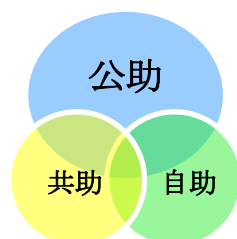
第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

目 的

大規模な地震・津波災害が発生した場合には、特に要配慮者や旅行客に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、市は、県、防災関係機関及び社会福祉団体と必要な諸施策について速やかに実施する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う要配慮者・避難行動要支援者支援活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への支援活動

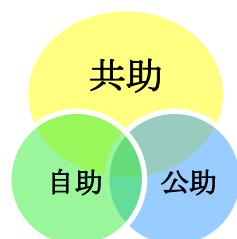
高齢者・障がい者等への支援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第1「高齢者・障がい者等への支援活動」の定めに準ずる。

第2 外国人への支援活動

外国人への支援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第2「外国人への支援活動」の定めに準ずる。

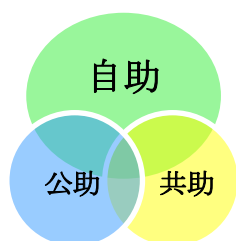
第3 旅行客への支援活動

旅行客への支援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第3「旅行客への支援活動」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節「要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編第3章第15節「要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに従う。

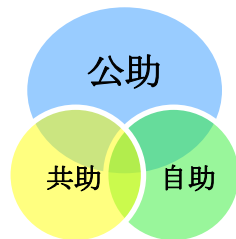
第16節 愛玩動物の収容対策

目 的

大規模地震・津波災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第1「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第2 指定避難所における動物の適正な飼育

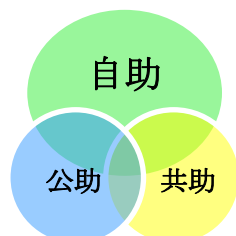
指定避難所における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第2「指定避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第3「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第4 動物救護や飼養支援に関する情報の提供

動物救護や飼養支援に関する情報の提供は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第4「動物救護や飼養支援に関する情報の提供」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

愛玩動物の収容対策における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節「愛玩動物の収容対策」の定めに準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

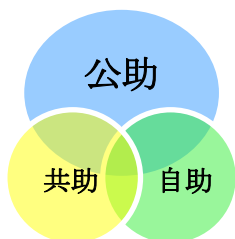
目 的

市は、大規模地震・津波災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達及び供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民と町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配付、応急給水等に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 食料

食料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第1「食料」の定めに従う。

第2 飲料水

飲料水の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第2「飲料水」の定めに従う。

第3 生活物資

生活物資の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第3「生活物資」の定めに従う。

第4 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第4「物資の輸送体制」の定めに従う。

第5 義援物資の受入れ及び配分

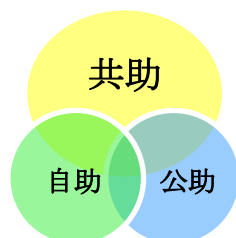
義援物資の受入れ及び配分は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第5「義援物資の受入れ及び配分」の定めに従う。

第6 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第6「食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄」の定めに従う。

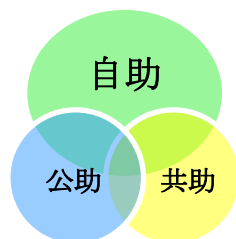
第7 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第7「燃料の調達・供給」の定め
に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割
は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定
めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策
編 第3章 第17節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定め
に準ずる。

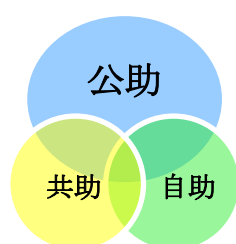
第18節 防疫・保健衛生活動

目的

大規模地震・津波災害時には、被災地、特に避難所においては生活環境の悪化に伴い、感染症の病原体に対する被災者の抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防疫

防疫活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第1「防疫」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 感染症の予防

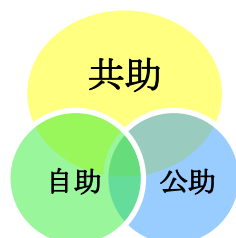
津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第2 保健対策

保健対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第2「保健対策」の定めに準ずる。

第3 食品衛生管理

食品衛生管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第3「食品衛生管理」の定めに準ずる。



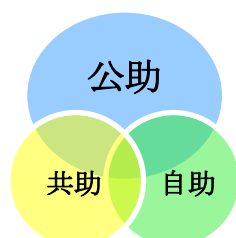
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

防疫・保健衛生活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節「防疫・保健衛生活動」の定めに準ずる。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

目 的

市及び防災関係機関は、大規模地震・津波災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索・処理を速やかに行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第1「遺体等の搜索」の定めに従う。

第2 遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第2「遺体の処理及び収容」の定めに従う。

第3 遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬、埋葬は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第3「遺体の火葬、埋葬」の定めに従う。

第4 費用

遺体等の搜索・処理・埋葬費用は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第4「費用」の定めに従う。

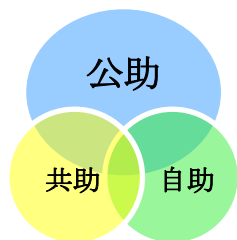
第20節 災害廃棄物処理活動

目 的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第1「災害廃棄物の処理」の定めに基づき、次の対策を実施する。

- 1 市及び県の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、海岸利用者・市民の安全確保のため一連の対応をとり発見者及び周辺の市民の安全を図る。
 - (1) 第一報通報者への対応
 - (2) 現地確認の準備
 - (3) 現地の状況把握
 - (4) 専門家の要請

第2 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第2「処理体制」の定めに基づき、

第3 処理方法

処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第3「処理方法」の定めに基づき、

第4 推進方策

推進方策は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第4「推進方策」の定めに基づき、

第5 海に流出した災害廃棄物の処理

市及び県は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、必要な措置を講じる。

- 1 災害廃棄物の状況把握
- 2 市域や海域の実情に応じた措置
- 3 種類や性状に応じた適切な処理

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器、農薬等の薬品が入ったもの等、有害な物質等の取扱いについて十分に留意する。

第6 死亡した獣畜の処理方法

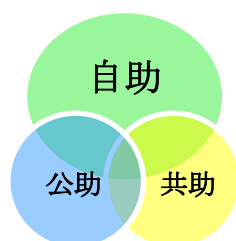
死亡した獣畜の処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第5「死亡した獣畜の処理方法」の定めに準ずる。

第7 防疫活動

防疫活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第6「防疫活動」の定めに準ずる。

第8 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第7「市民への広報」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

災害廃棄物処理活動における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節「災害廃棄物処理活動」の定めに準ずる。

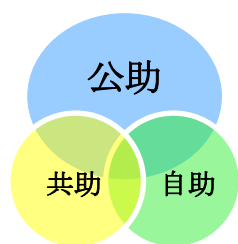
第21節 社会秩序維持活動

目 的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 生活必需品等の物価監視

生活必需品等の物価監視は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第1「生活必需品等の物価監視」の定めに準ずる。

第2 警察の活動

警察の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第2「警察の活動」の定めに準ずる。

第3 宮城海上保安部の活動

宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第3「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

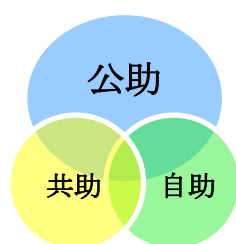
第22節 教育活動

目 的

大規模地震・津波災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じる。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難措置

避難措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第1「避難措置」の定めに準ずる。

第2 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第2「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第3 教育の実施

教育の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第3「教育の実施」の定めに準ずる。

第4 心身の健康管理

心身の健康管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第4「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第5 学用品等の調達

学用品等の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第5「学用品等の調達」の定めに準ずる。

第6 学校給食対策

学校給食対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第6「学校給食対策」の定めに準ずる。

第7 通学手段の確保

通学手段の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第7「通学手段の確保」の定めに準ずる。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.2節 第8「学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置」の定めに従う。

第9 災害応急対策への生徒の協力

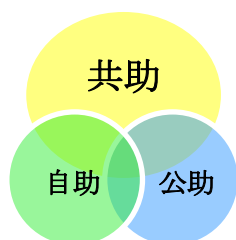
災害応急対策への生徒の協力は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.2節 第9「災害応急対策への生徒の協力」の定めに従う。

第10 生涯学習施設等の応急措置

生涯学習施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.2節 第10「生涯学習施設等の応急措置」の定めに従う。

第11 文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.2節 第11「文化財等の応急措置」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

教育活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第2.2節「教育活動」の定めに従う。

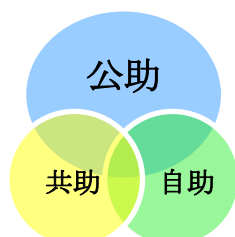
第23節 防災資機材及び労働力の確保

目 的

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期す。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第1「緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第2 労働者の確保

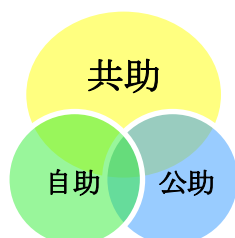
労働者の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第2「労働者の確保」の定めに準ずる。

第3 応援要請による技術者等の動員

応援要請による技術者等の動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第3「応援要請による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第4 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第4「従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

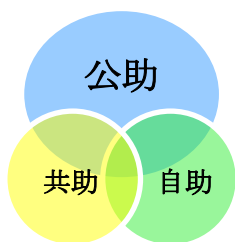
防災資機材及び労働力の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節「防災資機材及び労働力の確保」の定めに準ずる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

目的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模地震・津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者については、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 交通対策

交通対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第1「交通対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 道路

県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路としての使用が想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上

第二管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通のふくそうが予想される海域における船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じる。

港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。

3 鉄道

鉄道事業の管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の襲来や津波襲来後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講じる。

第2 道路施設

道路施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第2「道路施設」の定めに準ずる。

第3 海岸保全施設

海岸保全施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第3「海岸保全施設」の定めに準ずる。

第4 砂防施設

砂防施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第4「砂防施設」の定めに従う。

第5 港湾施設

港湾施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第5「港湾施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 県は、港内には多くの瓦礫等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無及び水深の調査に係る深浅測量を実施後、港毎に優先順位を付け、国の関係機関と協力し、啓開作業を実施する。

第6 漁港施設

漁港施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第6「漁港施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第7 鉄道施設

鉄道施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第7「鉄道施設」の定めに従う。

第8 農地、農業施設

農地、農業施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第8「農地、農業施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されるため、県は営農再開に向けた除塩対策を講じる。土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。

第9 都市公園施設

都市公園施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第9「都市公園施設」の定めに従う。

第10 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第10「廃棄物処理施設」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 津波被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

第11 被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第11「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに従う。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

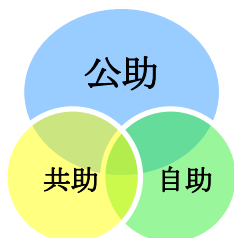
目 的

大規模地震・津波災害により、上下水道、電気、ガス及び通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、市は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第1「水道施設」の定めに準ずる。

第2 下水道施設

下水道施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第2「下水道施設」の定めに準ずる。

第3 電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）

電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第3「電力施設（東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター）」の定めに準ずる。

第4 ガス施設

ガス施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第4「ガス施設」の定めに準ずる。

第5 電信・電話施設

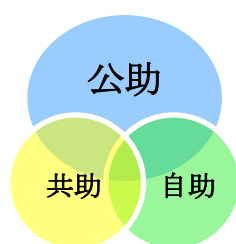
電信・電話施設の応急復旧は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第5「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第26節 危険物施設等の安全確保

目 的

大規模地震・津波により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。また、事業所の関係者及び周辺市民等に対する危険防止をはかるために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めるところにより応急対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第1「市民への広報」の定めに準ずる。

第2 危険物施設（消防本部、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

危険物施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第2「危険物施設（消防本部、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）」の定めに準ずる。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第3「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第4 火薬類製造施設等

火薬類製造施設等の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第4「火薬類製造施設等」の定めに準ずる。

第5 毒物・劇物貯蔵施設（消防本部、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））

毒物・劇物貯蔵施設の安全確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第5「毒物・劇物貯蔵施設（消防本部、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所））」の定めに準ずる。

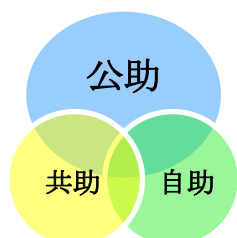
第6 環境モニタリング

環境モニタリングの実施については、第1編地震災害対策編 第3章 第26節 第6「環境モニタリング」の定めに準ずる。

第27節 農林水産業の応急対策

目 的

大規模地震・津波により、養殖施設、農業生産基盤等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水産業

水産業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第1「水産業」の定めに準ずる。

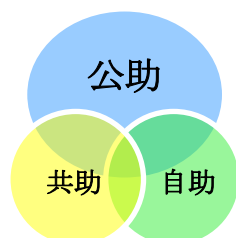
第2 農業

農業の応急対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第2「農業」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

目 的

地震・津波等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第1「二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 海岸漂着危険物

市及び県の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、海岸利用者・市民の安全確保のため一連の対応をとり発見者及び周辺市民の安全を図る。

- (1) 第一報通報者への対応
- (2) 現地確認の準備
- (3) 現地の状況把握
- (4) 専門家の要請

2 現場作業者への配慮

市及び県又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第2 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第2「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

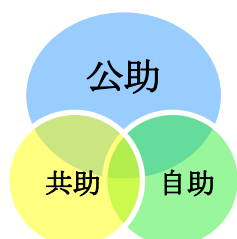
第3 複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第3「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第29節 応急公用負担等の実施

目 的

市及び防災関係機関は、大規模地震・津波災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の市民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第1「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第2 公用令書の交付

公用令書の交付は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第2「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第3 損失補償及び損害補償等

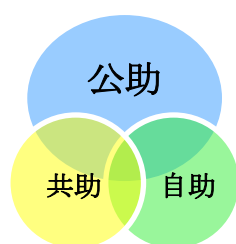
損失補償及び損害補償等は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第3「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第30節 災害ボランティア活動

目 的

市は、大規模地震・津波災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、災害ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩竈市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援・調整し、被災市民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 一般ボランティア

一般ボランティアの活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第1「一般ボランティア」の定めに準ずる。

第2 専門ボランティア

専門ボランティアの活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第2「専門ボランティア」の定めに準ずる。

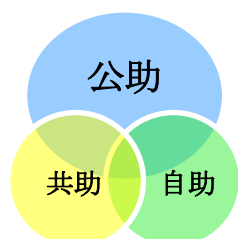
第3 NPO/NGOとの連携

NPO/NGOとの連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第3「NPO/NGOとの連携」の定めに準ずる。

第3 1 節 海外からの支援の受入れ

目 的

市は、大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第1「海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

第2 救援内容の確認

救援内容の確認は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第2「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第3 関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第3「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

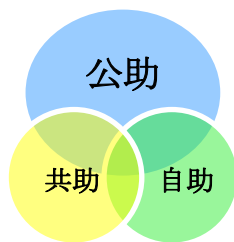
第1節 災害復旧・復興計画

目 的

大規模地震・津波の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、地震・津波発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、地震・津波直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から地震・津波に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第1「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第2 災害復旧計画

災害復旧計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害復旧計画」の定めに準ずるほか、次の内容を実施する。

1 事業の実施

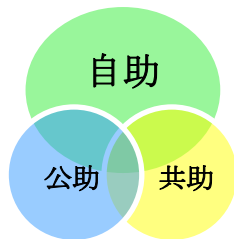
- (1) 津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、市は、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

第3 災害復興計画

災害復興計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第3「災害復興計画」の定めに準ずる。

第4 災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第4「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。



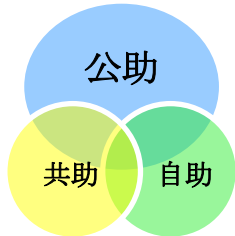
■ 塩竈市民等の役割 ■

災害復旧・復興計画における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節「災害復旧・復興計画」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

目 的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第2「罹災証明書の交付」の定めに従う。

第2 被災者台帳

被災者台帳は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第3「被災者台帳」の定めに従う。

第3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第4「被災者生活再建支援制度」の定めに従う。

第4 地震保険・共済の活用

地震保険・共済の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第5「地震保険・共済の活用」の定めに従う。

第5 資金の貸付け

資金の貸付けは、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第6「資金の貸付け」の定めに従う。

第6 生活保護

生活保護は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第7「生活保護」の定めに従う。

第7 その他救済制度

その他救済制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第8「その他救済制度」の定めに従う。

第8 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第9「税負担等の軽減」の定めに従う。

第9 応急金融対策

応急金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第10「応急金融対策」の定めに準ずる。

第10 雇用対策

雇用対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第11「雇用対策」の定めに準ずる。

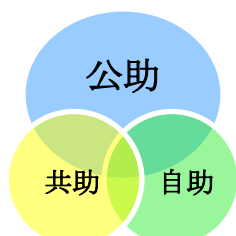
第11 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第12「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

目 的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第1「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第2 住宅の建設等

住宅の建設は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第2「住宅の建設等」の定めに準ずる。

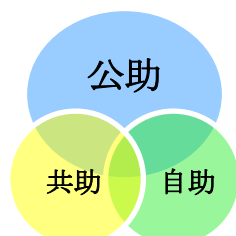
第3 防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第3「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第4節 産業復興の支援

目 的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第1「中小企業金融対策」の定めに従う。

第2 農漁業金融対策

農漁業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第2「農漁業金融対策」の定めに従う。

第3 相談窓口の設置

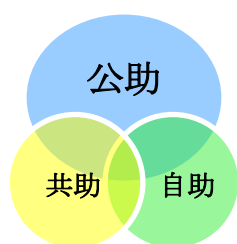
相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第3「相談窓口の設置」の定めに従う。

第5節 都市基盤の復興対策

目 的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災まちづくり

防災まちづくりは、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第1「防災まちづくり」の定めに準ずるほか、次の内容を実施する。

- 1 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。
- 2 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

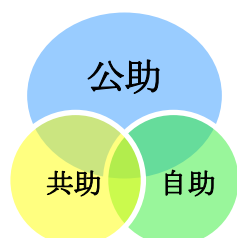
第2 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第2「想定される計画内容例」の定めに準ずる。

第6節 義援金の受入れ、配分

目 的

大規模地震・津波災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 受入れ

義援金の受入れは、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第1「受入れ」の定めに準ずる。

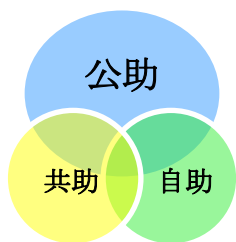
第2 配分

義援金の配分は、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第2「配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

目 的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第1「激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第2 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第2「激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

特別財政援助の交付(申請)手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第3「特別財政援助の交付(申請)手続き」の定めに準ずる。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第4「激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

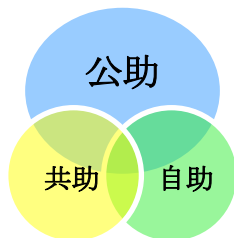
第8節 災害対応の検証

目 的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、市の防災体制の向上や、市民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 検証の実施

検証の実施は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第1「検証の実施」の定めに従う。

第2 検証体制

検証体制は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第2「検証体制」の定めに従う。

第3 検証の対象

検証の対象は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第3「検証の対象」の定めに従う。

第4 検証手法

検証手法は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第4「検証手法」の定めに従う。

第5 検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第5「検証結果の防災対策への反映」の定めに従う。

第6 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第6「災害教訓の伝承」の定めに従う。